

第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ 地震・津波被災地域における復興事業の総括に係る資料 目次

第2回 WG

1. ハード整備（基本方針1.（1）①） 災害復旧事業 等

2. 住まいとまちの復興（基本方針1.（1）④） 宅地造成、家賃低廉化・特別家賃低減事業、土地活用ハンズオン事業

3. 産業・生業（基本方針1.（1）⑤）

3-1 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）

3-2 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（津波立地補助金）

3-3 東日本大震災復興特別区域法（特区税制）

3-4 二重ローン対策（CREB、産業復興機構）

3-5 新ハンズオン支援事業、結の場

3-6 新しい東北

※3-3のうち金融特例、規制特例、復興整備計画については、第3回の議題とする。

4. 地方単独事業等（基本方針1.（1）⑥）

4-1 人材確保対策支援

4-2 震災復興特別交付税

5. 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承（基本方針1.（3）） 国営追悼・記念施設、震災遺構・伝承施設／伝承団体、 ノウハウの普及展開・復興政策の評価、万国博覧会での発信

第3回 WG

3. 産業・生業（基本方針1.（1）⑤）

3-3 東日本大震災復興特別区域法（金融特例、規制特例、復興整備計画）……………p1

6. 心のケア等の被災者支援（基本方針1.（1）②）

6-1 被災者支援総合交付金事業……………p14

6-2 災害援護資金……………p53

7. 被災した子どもに対する支援（基本方針1.（1）③） 教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援……………p58

8. 地方創生との連携強化（基本方針1.（1）⑧）……………p72

※産業・生業のうち水産業支援に関しては、原子力災害被災地域における復興事業の総括の中でまとめて検討する。

現行基本方針の整理（現行方針の抜粋）

「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針

１．復興の基本姿勢及び各分野における取組

（１）地震・津波被災地域

・地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。

・（前略）地震・津波被災地域において第２期復興・創生期間の復興を進めるに当たっては、第１期復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にほとんどの事業が完了していること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、第２期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

（１）地震・津波被災地域

② 心のケア等の被災者支援

・個別の事情を丁寧に把握し、第２期復興・創生期間内に終了しないものについては、政府全体の施策の総合的な活用も含め、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

（１）地震・津波被災地域

③ 被災した子どもに対する支援

・個別の事情を丁寧に把握し、第２期復興・創生期間内に終了しないものについては、政府全体の施策の総合的な活用も含め、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

3-3 産業・生業（復興特区法（金融特例・規制特例・復興整備計画））

1 これまでの主な取組（復興推進計画の概要）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例 （復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

（特定）復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

内閣総理大臣認定

復興庁 ← 協議 → 関係各省

事業の実施・特例の適用

被災地の土地利用再編 （復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

※「復興交付金」制度に関しては、必要なものは他の補助金制度に引き継いだ上で令和2年度をもって終了

（1）税制上の特例（主なもの） 期限：令和7年度末

※総括WG第2回で取扱い済み

被災地の雇用機会確保のため戦略的に 特定の業種の集積を促進

- ・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除
- ・研究開発税制（特別償却及び税額控除）
- ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置

（2）金融上の特例

復興の中核となる 民間事業の支援 （復興特区支援利子 補給金）

- ・指定金融機関に対する
利子補給金の支給
（5年間 0.7%以内）
令和6年度予算額：4億円

（3）規制・手続等の特例（主なもの）

住宅の確保

- ・公営住宅の譲渡処分要件の緩和の特例

産業活性化・立地促進

- ・建築基準法における用途制限の緩和
- ・工場立地の緑地規制の緩和

医療・福祉等のサービス確保

- ・被災地における医療・介護・福祉サービス
に関する基準の弾力化

1 これまでの主な取組（金融上の特例について）

【金融上の特例：復興特区支援利子補給金】

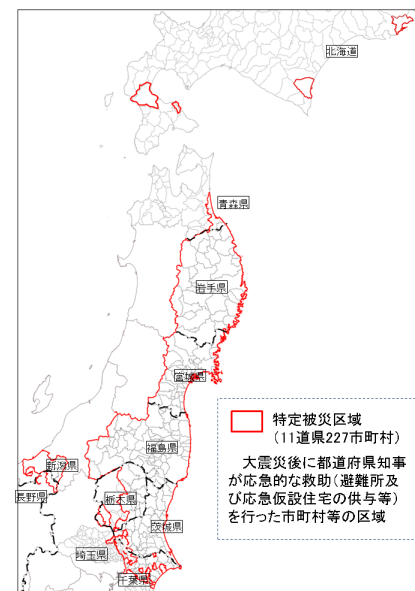
○概要

復興特区支援利子補給金は、復興特区において、一定の雇用創出等が見込め、一定規模の借入れ（3億円以上）を伴い、復興推進計画で認定された事業に対し、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に5年間支給する制度。

○利子補給金の支給期間：金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○指定金融機関：対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となる必要がある（復興事業の検討に金融機関が加わることを想定）

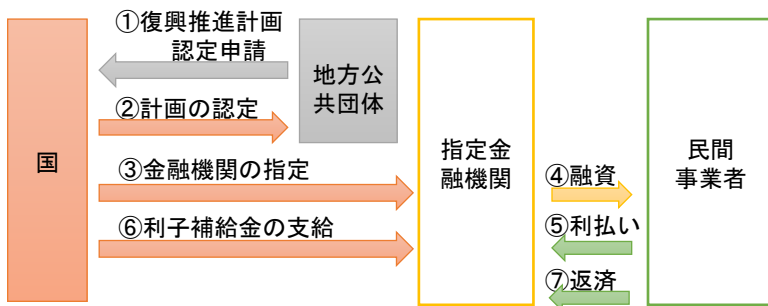
（令和2年度まで）



（令和3年度以降）



事業イメージ



令和3年4月1日から施行された復興特区法の一部改正において、復興推進計画等を作成できる区域の重点化を図り、**対象地域を3県86市町村**とした。

2 成果（金融上の特例について）

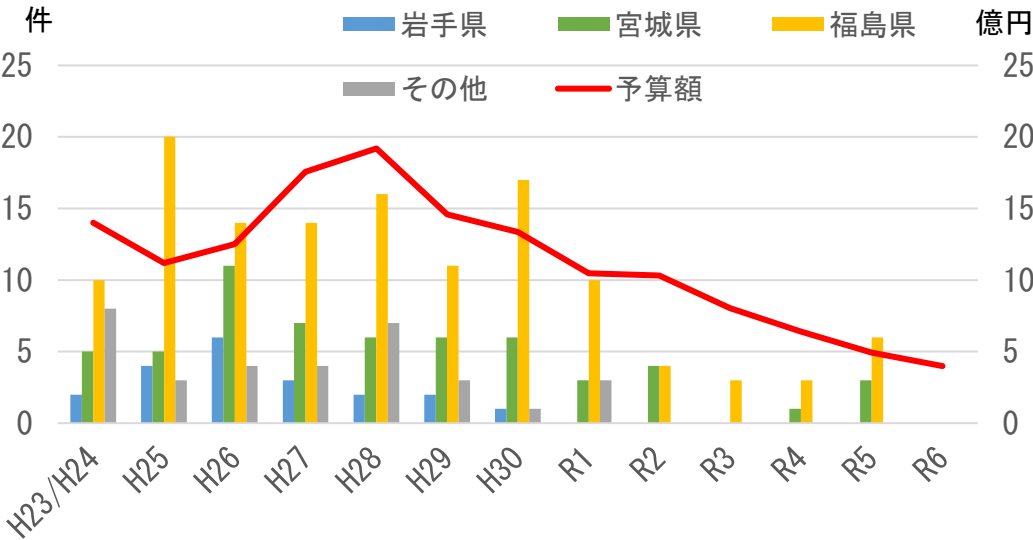
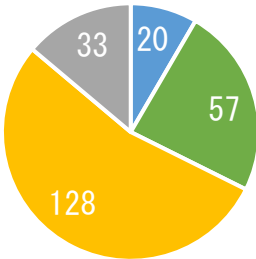
金融上の特例に係る復興推進計画の認定状況

- これまで金融上の特例に係る復興推進計画は、**238件**認定されている。
- 復興特区支援利子補給金を支給した事業における投資額は、現在までの合計で**1兆円超**、新規雇用者は**9千人超**となっており、利子補給制度の効果が現れている。

金融上の特例に係る県別認定件数の推移

県別認定件数
(累計)

■ 岩手県 ■ 宮城県
■ 福島県 ■ その他



令和6年3月31日現在

年度		H23/ H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
岩手県		2	4	6	3	2	2	1	0	0	0	0	0	20
宮城県		5	5	11	7	6	6	6	3	4	0	1	3	57
福島県		10	20	14	14	16	11	17	10	4	3	3	6	128
その他	青森県	2	1	1	2	3	0	1	1	0	対象区域外			11
	茨城県	6	2	3	2	4	3	0	2	0	対象区域外			22
計		25	32	35	28	31	22	25	16	8	3	4	9	238

1 これまでの主な取組（公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和について）

東日本大震災により甚大な住宅被害を受けた地域において、被災地域の実情を踏まえた公営住宅の取扱いを可能とする。

○公営住宅の入居資格要件の特例期間の延長【令和3年3月11日をもって終了】

現行制度

○現行の災害時特例規定では、災害発生の日から3年に限り入居者資格要件を緩和（収入基準・同居親族要件の緩和）

※被災市街地復興特別措置法第21条

特例措置

○復興推進計画に記載された、災害公営住宅の建設等が完了するまでの間（最長10年間）、入居資格要件を緩和

○公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和

現行制度

○耐用年限の1/4を経過後、特別な事由があるときは入居者等に譲渡することができる※

（木造：7.5年、準耐火：11.25年、耐火：17.5年）

※公営住宅法第44条第1項

○譲渡対価は、公営住宅・共同施設の整備、修繕又は改良へ充てなければならない※

※公営住宅法第44条第2項

特例措置①

○耐用年限の1/6に期間を短縮

（木造：5年、準耐火：7.5年、耐火：11.7年）

特例措置②

○地域住宅計画に基づく事業に充てることも可能とする



相馬市細田東団地災害公営住宅

2 成果（公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和について）

- 本特例は、各県及び市町村で復興推進計画が作成され、多くの公営住宅に適用されることで、被災地の住宅の確保に貢献することができた。
- 譲渡要件の短縮については、平成30年、福島県南相馬市で震災初となる譲渡（木造：7.5年を5年に緩和）がなされたのをはじめ、被災3県では令和4年3月までに120戸が譲渡処分された。
- 耐火構造の場合は通常17.5年であり、緩和されても11.7年後になることから、発災10年以降にニーズが出てくる特例である。

1 これまでの主な取組（用途規制の緩和に係る特例措置について）

東日本大震災によって壊滅的被害を受けた地域において、復興産業集積区域等における建築物の柔軟かつ迅速な整備を可能とする用途制限の緩和を実現する。

現行制度

＜特定行政庁が許可できる場合＞

- ◆ 各用途地域の指定の目的に反するおそれがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
[建築基準法第48条]



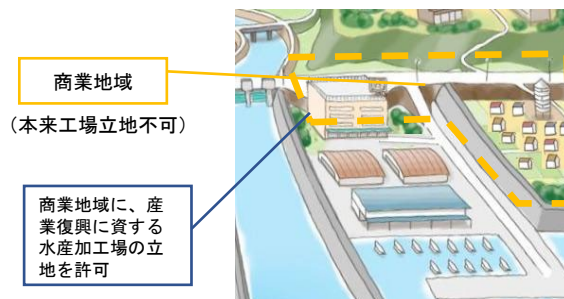
特例措置

＜特定行政庁が許可できる場合＞

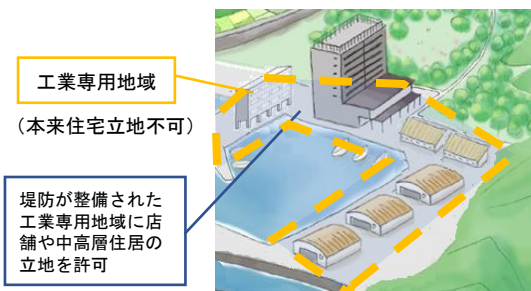
- ◆ 各用途地域の指定の目的に反するおそれがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
- ◆ **復興推進計画に定められた基本方針に適合すると認めた場合**

想定される事例

被災した商業地域において、水産物の飲食・物販所とともに水産加工場等の立地を許可し、水産加工物の製造直販をする水産物関係の産業集積を図る。



工業専用地域において、被害を受けた自動車の修理や部品製造工場に併せて、販売店舗や中高層住宅の建築を許可し、工場の従業員の住居確保と、津波からの避難に資する中高層建築物の立地を図ることにより、自動車関連産業の集積を図る。



許可の基準の明確化により、
一体的かつ迅速な緩和が可能に

2 成果（用途規制の緩和に係る特例措置について）

- 本特例は、令和5年3月までに、**9の復興推進計画が認定され、岩手県（釜石市・陸前高田市）及び宮城県（七ヶ浜町・女川町・南三陸町・名取市）の6の自治体で活用**がなされた。
- 平成27年までの活用が多く見られたが、発災から10年が経過した**令和3年においても、岩手県陸前高田市で活用事例**があるなど、復興期間を通して活用が認められ、被災地の復興まちづくりに貢献している。

1 これまでの主な取組（工場立地に係る緑地等規制の緩和について）

地方公共団体が、復興特別区域の復興産業集積区域内で行う「復興産業集積事業（※）」を盛り込んだ「復興推進計画」を策定し、内閣総理大臣に申請し認定を受けた場合、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、工場立地法及び地域未来投資促進法で定めた準則に代えて、市町村の条例により自由に定めることができる。

（※）復興産業集積事業：雇用確保等が喫緊の課題である「復興産業集積区域」において、製造業等が工場等の新增設を行うことを促進する事業。

概要

特定地方公共団体

復興産業集積区域内で行う
復興産業集積事業を定めた
復興推進計画を策定

申請

内閣総理大臣

認定

現行の準則に代えて、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、地域の実情を踏まえ、**市町村の条例**で自由に定めることが可能。

★「市町村の条例」が、下記準則よりも優先★

現行の準則（緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合）

<工場立地法で定める準則>

- ・環境施設（含む緑地） 25%以上 [工場立地法第4条第1項]
- ・上記25%のうちの緑地 20%以上

<工場立地法上で定めることが可能な地域準則>

- ・環境施設（含む緑地） 10%～35%
 - ・緑地 5%～30%
- 工場立地法 第4条の2第1項

<地域未来投資促進法上で定めることが可能な市町村準則>

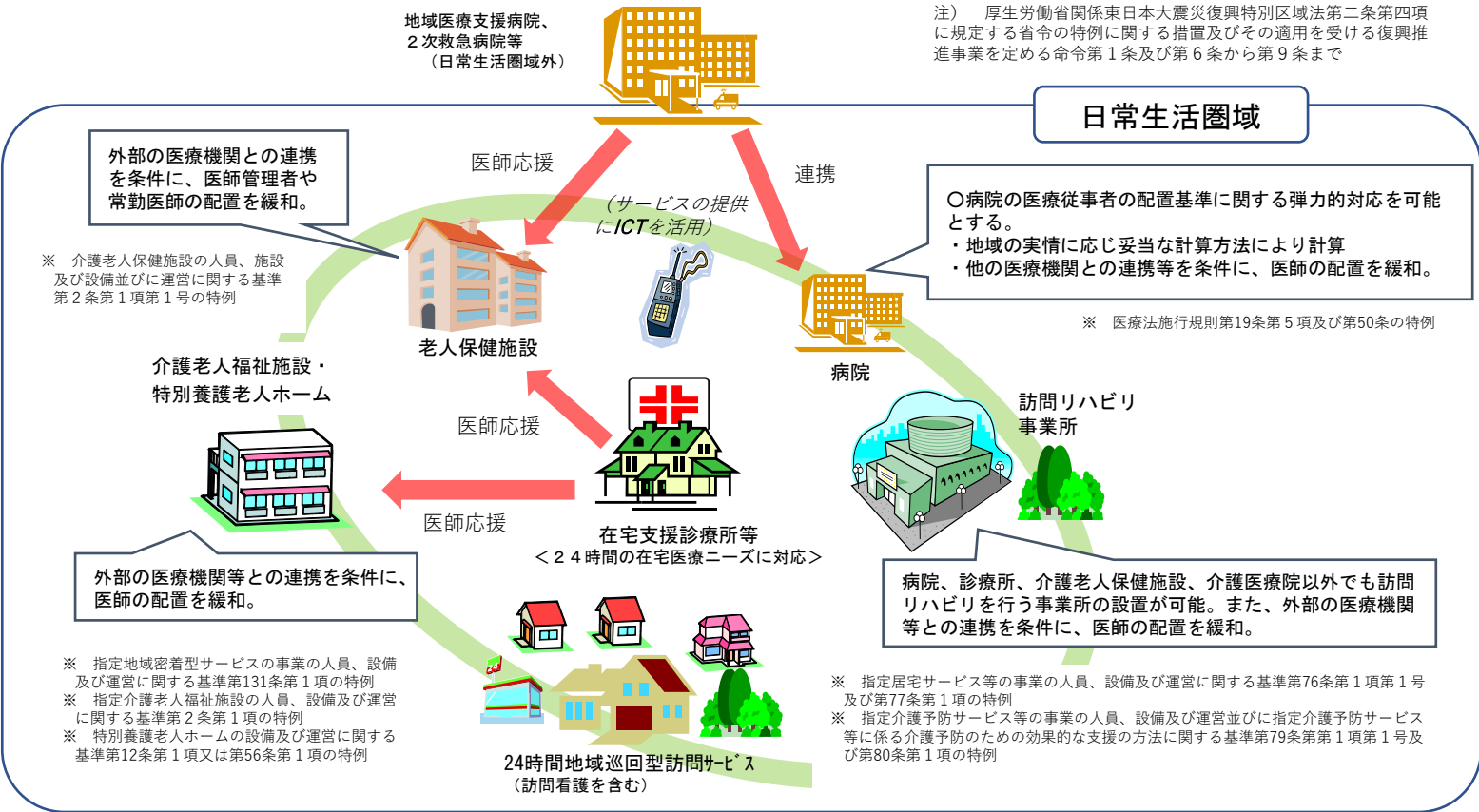
- ・環境施設（含む緑地） 1%～25%
 - ・緑地 1%～20%
- 地域未来投資促進法 第9条第1項



2 成果（工場立地に係る緑地等規制の緩和について）

- 本特例は、各県で復興推進計画が作成され、**150以上の事業に特例**が適用されるなど、復興特区法に基づく規制の特例の中でも多く活用された特例となった。
- 工場等の立地等に当たり特例が適用され、企業の負担が軽減されることで立地しやすい環境をつくり、被災地の産業の活性化に貢献している。

1 これまでの主な取組（被災地における医療・介護確保のための特例について）



2 成果（被災地における医療・介護確保のための特例について）

- 本特例は、各県で復興推進計画が作成され、復興特区法に基づく規制の特例の中でも多く活用された特例となった。
- 宮城県で2施設、福島県で9施設が医師等の配置基準の緩和を受けた。なお、岩手県では、計画が認定されたものの、実際には必要な医師数を確保することができたことなどにより、活用に至らなかった。

1 これまでの主な取組（復興整備計画の概要）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

必要に応じて国や学識経験者等
が協議会の構成員として加わり、
協議・同意を経て、計画を確定

復興整備協議会（関係県・市町村等）

計画の公表（特例の発効）

事業の実施・特例の適用

土地利用再編の特例（主なもの）

事業実施に必要な許可の基準、 事業要件等の緩和

- ・市街化調整区域における開発行為、
農地転用等について特例的に許可
- ・市街化調整区域における地方公共団体
による土地区画整理事業の実施
- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・県営土地改良事業の拡充

事業実施に必要な複数の許 可手続等のワンストップ化

- ・開発行為、農地転用の許可手続
- ・都市計画、農地利用計画等の決定・
変更手続
- ・集団移転促進事業、土地改良事業等
事業計画の作成手続

用地確保の円滑化

- ・土地収用手続の更なる迅速化
 - 事業認定手続短縮
 - 裁決申請と土地調書等確定の並行処理
 - 土地収用法の緊急使用による工事着手
前倒し
- ・収用対象となる集団住宅整備の拡大
（50戸以上→5戸以上）

2 成果 (復興整備計画の公表状況)

地域	対象市町村	事業施行地区*1	復興整備事業の内容	許認可等の特例
岩手	○計12市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、山田町、 大槌町、岩泉町、田野畑村、普 代村、野田村、洋野町)	計272地区	・市街地開発事業(宮古市等の計21地区) ・集団移転促進事業(宮古市等の計45地区) ・都市施設の整備に関する事業(宮古市等の計95地区) ・小規模団地住宅施設整備事業(大槌町の計7地区) ・土地改良事業(釜石市等の計3地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業(宮古市等の計101地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (宮古市等の計105件) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計6件)
宮城	○計14市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気 仙沼市、名取市、多賀城市、岩 沼市、東松島市、亘理町、山元 町、七ヶ浜町、利府町、女川町、 南三陸町)	計480地区	・市街地開発事業(石巻市等の計32地区) ・集団移転促進事業(仙台市等の計191地区) ・都市施設の整備に関する事業(石巻市等の計67地区) ・土地改良事業(南三陸町等の計2地区) ・津波防護施設の整備に関する事業(山元町の計1地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業(仙台市等の計187地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (仙台市等の計459件) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計185件) ・都市計画法の建築許可みなし (仙台市の計4件) ・自然公園法の建築許可等みなし (石巻市等の計38件)
福島	○計13市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、 川俣町、広野町、楡葉町、富岡 町、川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、新地町、飯館村)	計292地区	・市街地開発事業(いわき市等の計7地区) ・集団移転促進事業(いわき市等の計42地区) ・都市施設の整備に関する事業(いわき市等の計85地区) ・小規模団地施設整備事業(いわき市の計3地区) ・土地改良事業(相馬市等の計14地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業(楡葉町の計1地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業(いわき市等の計140地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (いわき市等の計262件) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計25件) ・森林法の許可みなし (飯館村等の計2件) ・都市計画法の事業認可みなし (浪江町の1件)

県営土地改良事業の拡充



(事業実施前)



(事業実施後)

- *1 個別の事業による地区数。
- *2 東日本大震災復興特別区域法第49条第1項による同意数を含む。
- *3 自治体ホームページ公表資料を基に復興庁作成

(令和6年3月31日現在)

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ．復興を支える仕組み - 2．法制度 - （1）復興特区制度

○今後の課題

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化する方向であり方を検討。
- ・ 復興特区税制については、対象地域を重点化した上で、適用期限の適切な延長について検討。
- ・ 復興交付金については、復興・創生期間内の全計画の完了が目標。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 災害の規模・態様、被害の状況や地域特性に応じて制度を検討することが効果的。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

5．復興特別区域法

○主な評価・教訓

- ・ 特区法の特例を活用し、農地転用の進捗が図られた。許可基準が復興特例となり、審査がまとめて行われ、通常手続きに比べて、協議回数、作成書類など大幅に負担を軽減された。
- ・ 特例的な土地区画整理事業等が実施できたため、まちづくり計画の自由度が高まり、迅速な事業完了につながった。
- ・ 関係機関との協議の必要性や作成書類の総量については従前と大きな変化がない特例もあるとの指摘があった。
- ・ 新規雇用の創出に加え、投資の意思決定や投資額の増加が促進され、利子補給制度が一定の効果を与えた。
- ・ 緑地造成費用等を抑えることができたことで、企業の負担が軽減され、立地しやすい環境づくりに貢献した。特区制度が決め手の一つとなり立地が決まる効果があった。
- ・ 活用が不十分だった措置の検証を行ったところ、特区法の適用件数には計上されないものの、特区法で認められる案件であることを踏まえ、本則の方で柔軟な運用が認められ迅速に許認可される効果につながったものもあった。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 事業名

復興特区支援利子補給金

○ 事業の目的

東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条の基本理念を踏まえ、金融上の支援を実施することによって、被災地域における雇用機会の創出等を図る事業の円滑な実施を支援する。

○ 予算額・執行額（単位：百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	1,031	804	641	494	400
	補正予算(B)	▲ 213	▲ 149	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	818	655	641	494	400
執行額(G)		798	629	482		

○ 活動内容

指定金融機関に対し利子補給金を支給する。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
金融機関による利子補給制度の利用	利子補給金支給額	活動実績	百万円	798	629	482	-	-
		当初見込み	百万円	1,031	804	641	494	400

○ 成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

復興特区支援利子補給制度による効果発現の指標として、まずは利子補給制度を活用した融資額を短期アウトカムとして設定した。また、令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルスの流行に伴う経済活動停滞の影響を受け実績値が伸び悩んでいるものの、昨今の感染状況収束傾向を踏まえた経済活動の再開の動きを受け、実績値も回復傾向となる兆しが見え始めているところである。

○ 成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
							5	年度
利子補給制度による融資案件の誘発	復興特区支援利子補給金支給の対象となる融資額（累計）	成果実績	億円	4,216	4,239	4,270	-	
		目標値	億円	-	-	-	4,470	
		達成度	%	-	-	-	-	

○ 成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

利子補給制度を活用した事業全体の規模を捉えるには、利子補給の対象となる融資額のみならず事業投資額全体を俯瞰する必要があるため、利子補給金を支給した事業における投資額を中期アウトカムとして設定した。また、令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルスの流行に伴う経済活動停滞の影響を受け実績値が伸び悩んでいるものの、昨今の感染状況収束傾向を踏まえた経済活動の再開の動きを受け、実績値も回復傾向となる兆しが見え始めているところである。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 成果目標及び成果実績（中期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
利子補給制度を活用することによる、投資規模拡大の促進	復興特区支援利子補給金を支給した事業における投資額(累計)	成果実績	億円	10,867	10,903	10,988	-		
		目標値	億円	-	-	-	11,288		
		達成度	%	-	-	-	-		

○ 成果目標の設定理由（長期アウトカムへのつながり）

東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条（基本理念）の第5号ロにて、「被災地域における雇用機会の創出」施策が推進されるべきと定められているところ、利子補給制度を活用した事業における雇用機会の創出を長期アウトカムとして設定した。また、令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済活動停滞の影響を受け実績値が伸び悩んでいるものの、昨今の感染状況収束傾向を踏まえた経済活動の再開の動きを受け、実績値も回復傾向となる兆しが見え始めているところである。

○ 成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								5	年度
雇用機会の創出	復興特区支援利子補給金を支給した事業における新規雇用者数(累計)	成果実績	人	9,146	9,166	9,227	-		
		目標値	人	-	-	-	9,268		
		達成度	%	-	-	-	-		

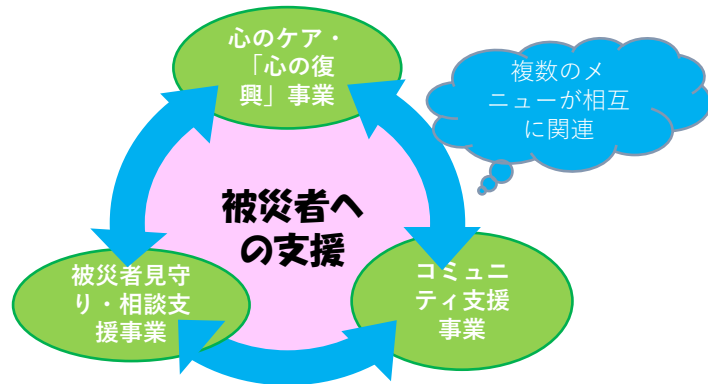
6-1 被災者支援総合交付金事業

1 これまでの主な取組（1）

【被災者総合支援交付金】

○ 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者を取りまく課題は多様化。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目ない支援の実現を図る。



【期待される効果】

交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援の展開が期待される。

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

復興庁	1. 被災者支援総合事業
	(1) 住宅・生活再建支援事業
	(2) コミュニティ形成支援事業 : ①
	(3) 「心の復興」事業 : ②
	(4) 被災者生活支援事業 : ③
	(5) 被災者支援コーディネート事業 : ④
	(6) 県外避難者支援事業

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業 : ⑤
-----	----------------------

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
-----	-------------------

IV. 被災地における健康支援

厚労省	4. 被災地健康支援事業
-----	--------------

V. 被災者の心のケア支援

厚労省	5. 被災者の心のケア支援事業 : ⑥
-----	---------------------

VI. 子どもに対する支援

こども庁	6. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 : ⑦
------	-------------------------------

文科省	7. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	8. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 : ⑧

※地震・津波被災地域において実施している事業に黄色着色の上、通し番号を付している。

1 これまでの主な取組（２）

【各事業の概要】（地震・津波被災地域において実施している事業）

<① コミュニティ形成支援事業>

災害公営住宅等における住民同士のコミュニティの形成や、当該住宅の住民と住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合など、住宅移転後の円滑なコミュニティ形成を図る。

<② 「心の復興」事業>

閉じこもりがちな被災高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体（ＮＰＯ）等と連携し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出。

<③ 被災者生活支援事業>

災害公営住宅等に居住する一人暮らし高齢者等が、買い物や通院など、日常生活に不便が生じているケースがあるため、こうした状況を踏まえ、災害公営住宅等での被災者の日常生活に対する支援を実施。

<④ 被災者支援コーディネート事業>

復興の進展に伴い生じる様々な被災者支援の課題に対応し、各地域の実情に応じた効果的・効率的な支援活動が実施されるよう、被災者支援に係る新たな活動主体の参画や、各地域へコーディネーターを配置し、支援者間の連携強化等を図る取組に対する支援を実施。

1 これまでの主な取組（3）

【各事業の概要】

<⑤ 被災者見守り・相談支援事業>

災害公営住宅等で単身高齢の被災者等が孤独・孤立に陥らず地域で安心して生活を送れるよう、相談員が巡回して支援が必要な被災者の把握・見守り、日常生活上の相談支援、関係機関への繋ぎ等を行う。

<⑥ 被災者の心のケア支援事業>

心のケアに関するニーズが増大した被災3県に心のケアセンターを設置し、専門家による訪問支援や相談支援、ケアにあたる人材への支援や研修、後方支援を行う。

<⑦ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業>

被災した子どもの心身の健康・生活面等における支援（相談・援助等）を行う。

<⑧ 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業>

震災の影響で学習環境が十分でない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施する自治体の取組を支援することにより、子どもの学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。

1 これまでの主な取組（４）

【事業例】

① コミュニティ形成支援事業 ～ 移転後のコミュニティ形成を円滑に進めるための活動を支援

- ・ 災害公営住宅等における茶話会、自主的な勉強会等の実施（宮城県）
- ・ 専門家の派遣、コミュニティ活動のスタートアップ支援（気仙沼市）
- ・ コミュニティ活動定着に向けた伴走型支援の実施（岩手県）
- ・ 入居者同士のスポーツ交流、サロン活動等への支援（釜石市）



② 「心の復興」事業

～ 被災者自らが参画し、活動する機会を創出し、人とのつながりや生きがいを持つことができる活動への支援

- ・ 被災者が花を植える事業（東松島市）
- ・ 復興まつりの開催（名取市）
- ・ 映画鑑賞を通じた生きがいづくり（岩手県）



③ 被災者生活支援事業

～災害公営住宅等で暮らす被災者の日常生活上の困りごとに対応

- ・ 弁護士、ファイナンシャルプランナーなどの専門家等との連携による伴走型支援（岩手県）
- ・ 社会福祉協議会によるアンケート調査（宮古市）
- ・ 生活支援員等の派遣（塩竈市）
- ・ 心のサポート拠点事業（石巻市）



1 これまでの主な取組（５）

【事業例（続き）】

⑥ 被災者の心のケア支援事業

～被災者へのこころのケア活動を支援

- ・ 震災による損害・体験・生活の変化からくるストレス、不安、PTSD等の被災地における心のケアのニーズの高まりに対応するため、被災３県に専門職（医師、精神保健福祉士、保健師など）を中心に構成される心のケアセンターを設置し、訪問・来所・電話等による個別相談を実施。また、地域の当該心のケアに係る各種支援者への技術的指導、助言、研修なども実施（岩手県、宮城県）

⑦ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

～被災したり、親を亡くした子ども等へのケア活動を支援

- ・ 沿岸被災地域における巡回診療、相談支援等を実施する拠点（いわてこどもケアセンター）の設置（岩手県）
- ・ 子どもの心のケアを行うことで社会的自立や学校復帰を目的としたアウトリーチ型の支援拠点（みやぎ子どもの心のケアハウス）の設置（宮城県）

1 これまでの主な取組（6）

【①コミュニティ形成支援事業の事業例】コミュニティ支援事業【岩沼市】（令和5年度で終了）

◆岩沼市は、避難所から仮設住宅及び集団移転先地へ地区ごとに入居できるようにするとともに、仮設住宅入居中には「玉浦西地区まちづくり検討委員会」を設立し、集団移転先地のまちづくりの検討を行ったことから地区単位で移転することができ、集団移転先地でのコミュニティ形成は比較的順調に進んだ。他方で、隣接する災害公営住宅への入居者は、自力再建が困難な高齢者世帯等が多く、移転元も異なっていたことから住民同士の繋がりが弱くコミュニティの形成が遅れていた。

◆岩沼市の津波被害を受けた沿岸部の集落跡地は、災害危険地域に指定されたため、荒れ果てたままの状態となっていたことから、集落跡地の有効利用について検討していた。



【事業主体】

（公社）青年海外協力協会（JOCA）

【対象地域】

玉浦西地区
（防災集団移転地域・災害公営住宅地域）

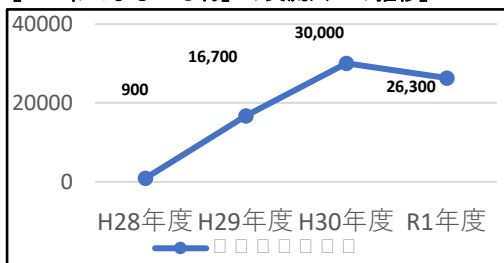
【対象者】

防災集団移転地域住民及び災害公営住宅入居者（約360世帯）
その他

【取組概要】

- 被災者の見守り・相談の総合窓口として「岩沼市スマイルサポートセンター」の運営を（公社）青年海外協力協会（JOCA）に委託し、コミュニティ形成支援、交流・生きがいをづくり、被災者見守り・相談支援を実施した。
- （公社）青年海外協力協会（JOCA）と協力して、東日本大震災の津波により災害危険区域に指定され、荒れたままの集落跡地（移転元地）を有効活用しようと除草を目的として2頭の羊の放牧から始まった「いわぬまひつじ村」を整備した。
- 「いわぬまひつじ村」は、住民参加による管理・運営を通じて地域・世代を超えた交流が行われる広場とし、また、震災の記憶や地域の記憶の風化防止の場としても再生され、コミュニティ形成にも利用された。
- 被災者の見守り・相談の総合窓口として運営してきた「岩沼市スマイルサポートセンター」については、令和2年度に閉所したが、引き続き令和3年度からは規模を縮小しつつ事業を継続している。

【「いわぬまひつじ村」の交流人口の推移】



コミュニティ形成の様子



「いわぬまひつじ村」での活動の様子



1 これまでの主な取組（7）

〔②「心の復興」事業の事業例〕花の香るまちづくり事業【東松島市】（令和7年度で終了予定）

- ◆被災者が、仮設住宅から防災集団移転地や市内各所に移り住み、新しい生活の中で落ち着きを見せつつある中、新しいコミュニティになじめずにいる不安や心配から屋内にとどまりがちになったり、さらには大震災で負った心の傷を抱えたままの方も少なくない。
- ◆東松島市は、平成29年度に各地区自治会が設立し、令和元年度に災害公営住宅の整備も完了するなど、生活基盤の復興は進んだものの、新たな生活環境において被災者が抱える負担は多種多様化しており、大震災により負った心の傷の回復経過も様々である。
- ◆本事業は、花壇の土を耕し、植物に触れ、植える作業を行うことにより、土や草花の感触、匂いをかぐことで、自然と触れる心地良さを得られ、ストレスを緩和する効果を体験できるとともに、同じ作業を地域の住民と共同で行うことにより、心の交流や一体感が生まれ、孤立化を防ぎ、新しい知り合いや友人作りにつながることを目的として実施した。

【事業主体】

まちづくり協議会

【対象地域】

矢本東地区、矢本西地区、小野地区、大曲地区、赤井地区、大塩地区、野蒜地区、宮戸地区

【対象者】

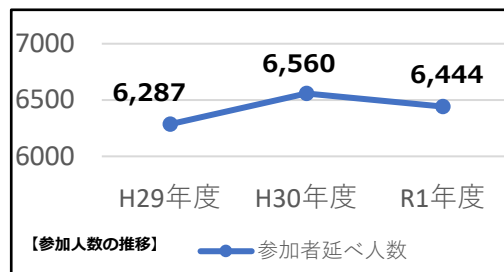
災害公営住宅入居者（750人程度）
その他（1550人程度）

【取組概要】

- ・被災者が仮設住宅から災害公営住宅等に移り住む背景を踏まえ、既存のコミュニティに入り込む被災者に配慮し、花の植栽を実施。年間を通して土に触れ、花を管理する作業の中で、世代を超えた地域での交流を深めている。
- ・市内8地区の市民センターが主体となり、同じ作業を同じ地区内の住民と協働で行うことで、心の交流や一体感・充実感が生まれ、被災者の孤立化を防ぐとともに、顔の見える関係の構築により見守り機能も強化。
- ・本事業は市内全地区で通年行われており、市民が一体となって復興に取り組む姿を広く発信している。



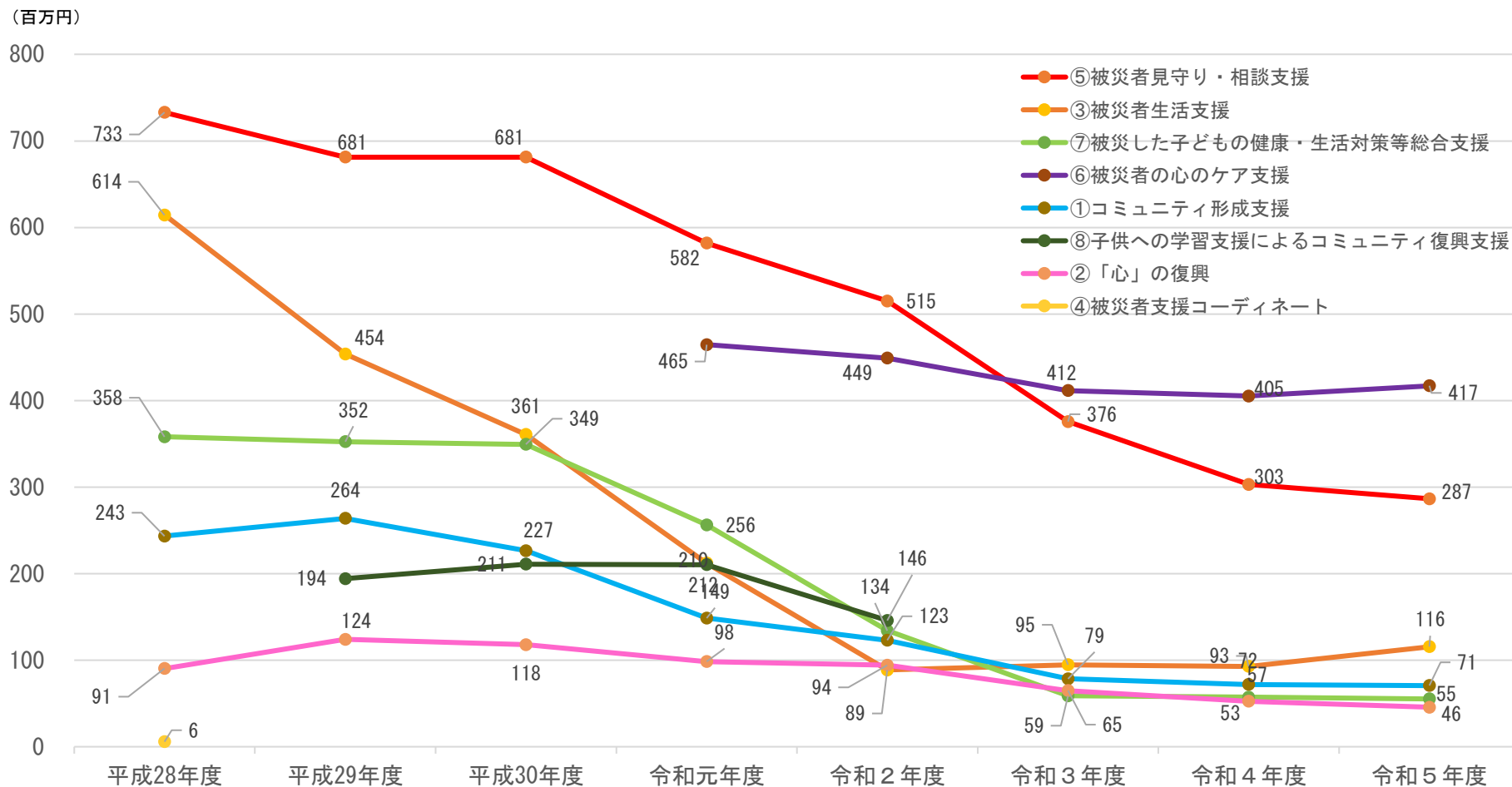
【参加人数の推移】



2 成果（１）

事業別実績額の推移（岩手）

※平成28年度は交付決定額

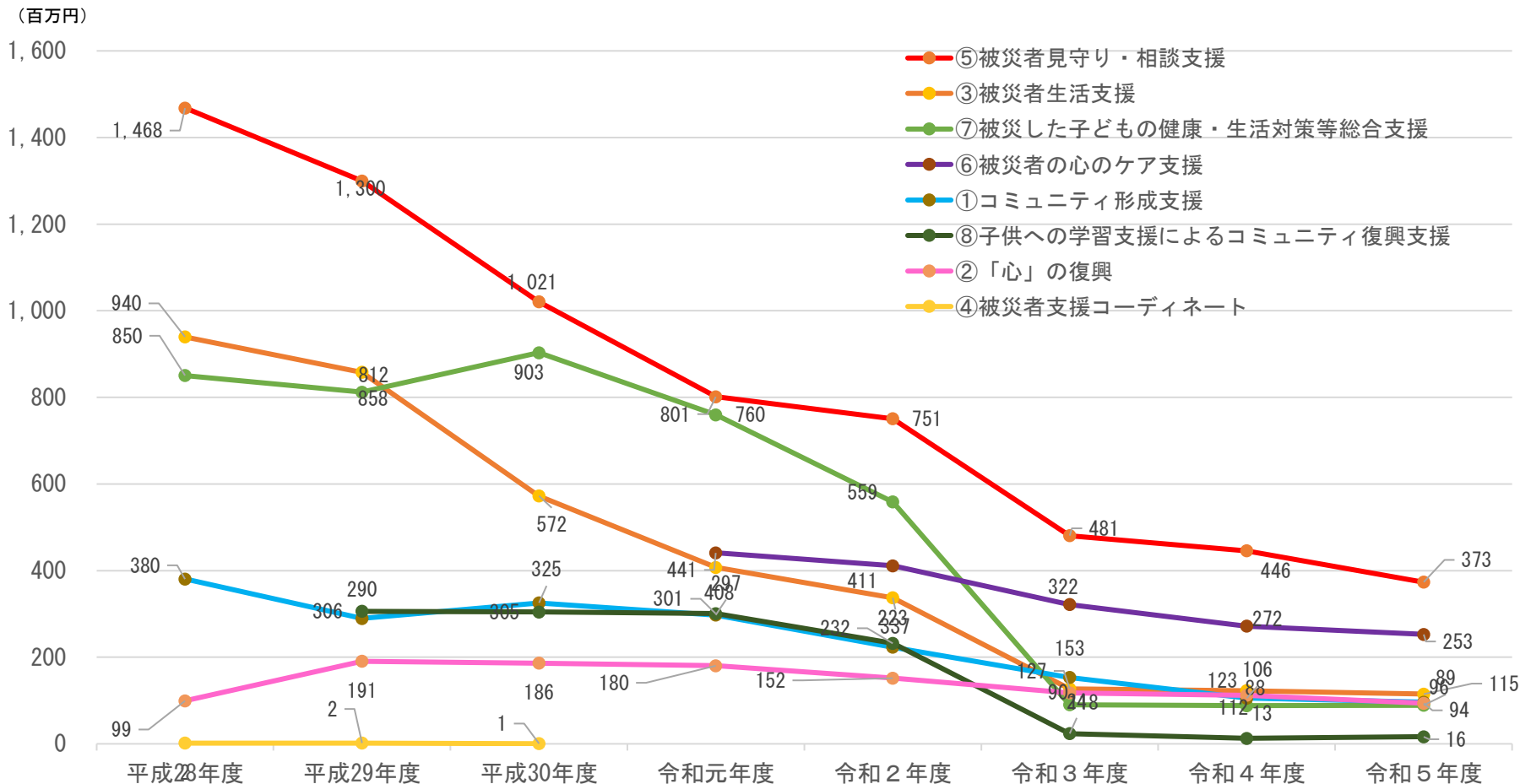


- 全体的に事業実績額は減少傾向にあり、復興事業の完了が近づいていることが示されている。
- 被災者の心のケア事業については、ほぼ横ばいではあるものの、微減している傾向が見られる。

2 成果（2）

事業別実績額の推移（宮城）

※平成28年度は交付決定額

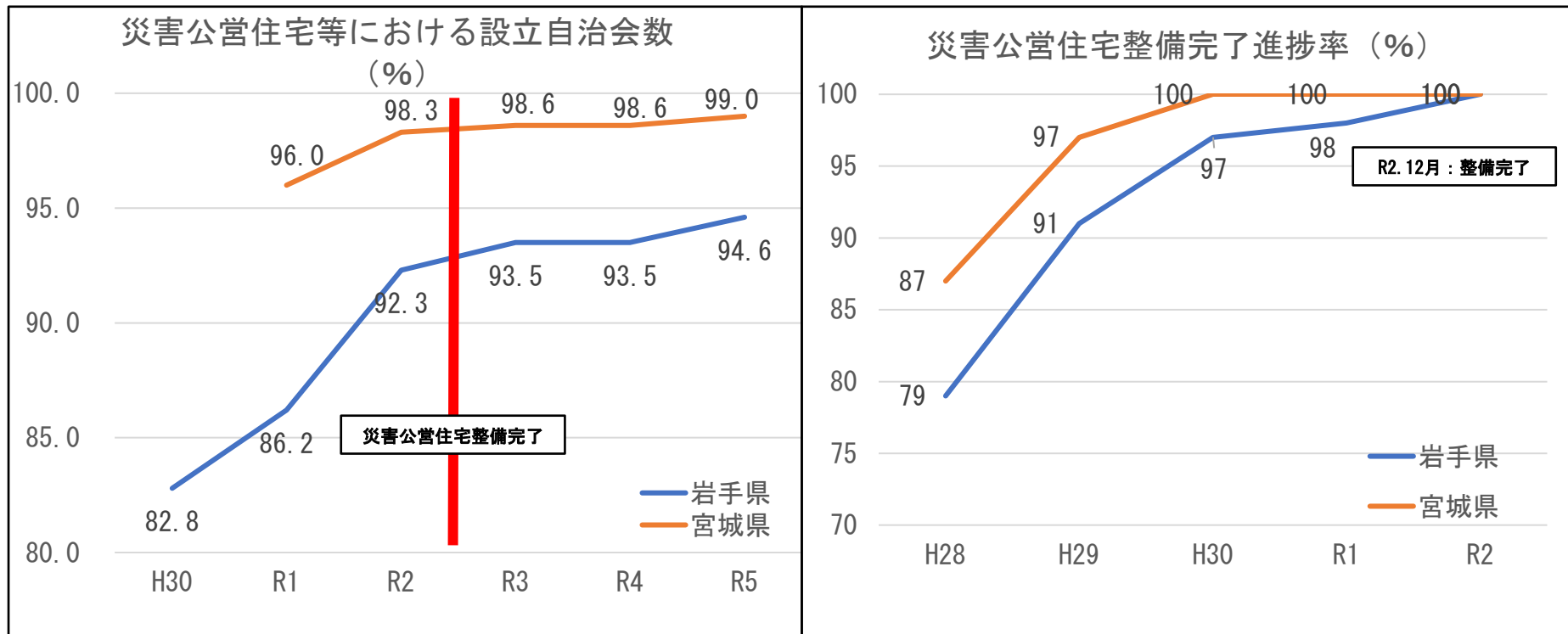


- 全体的に事業実績額は減少傾向にあり、復興事業の完了が近づいていることが示されている。
- 心のケア事業も減少傾向が見られ、令和元年度に比べて令和5年度は▲42.6%となっている。

2 成果（3）

災害公営住宅の自治会の結成が加速化

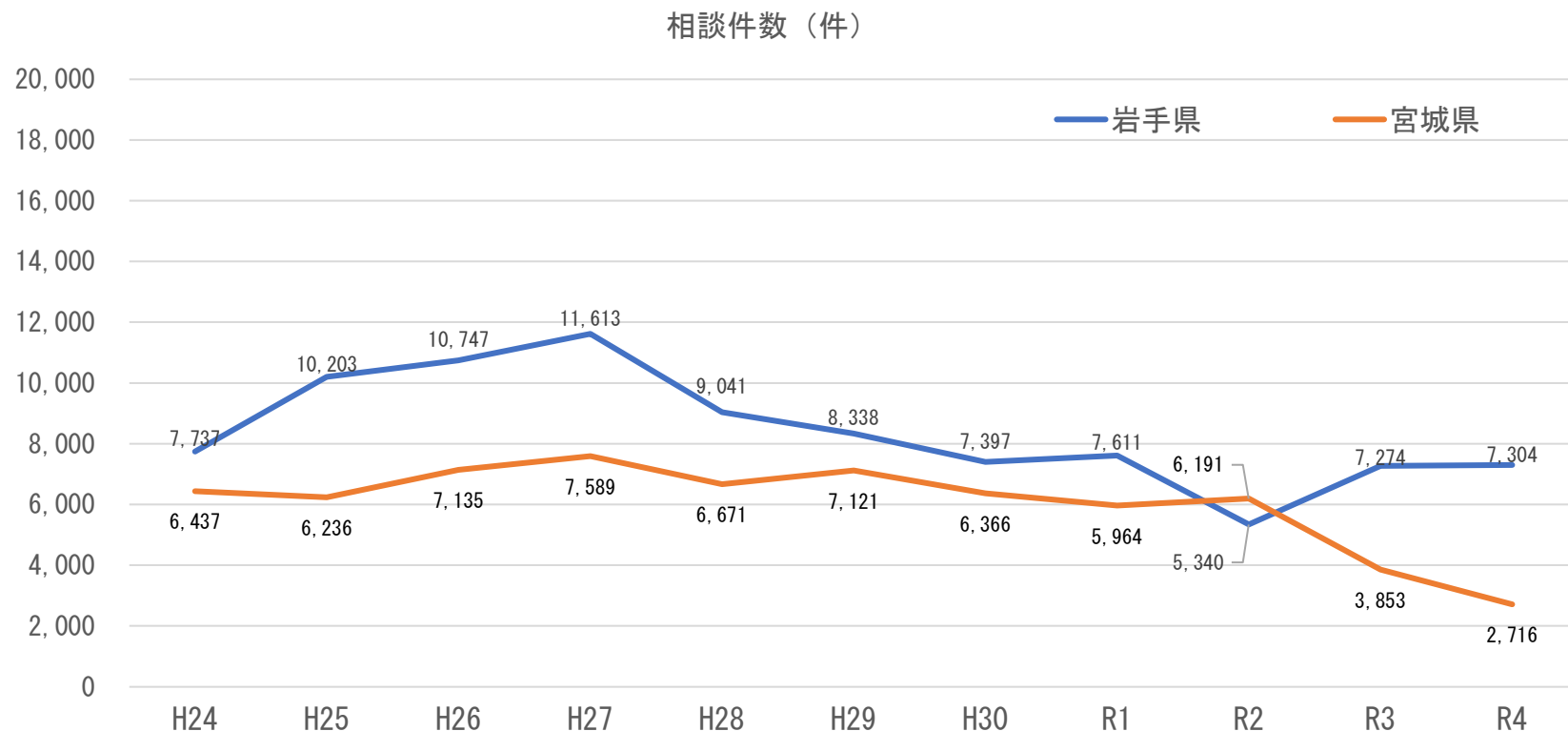
（①コミュニティ形成支援事業関連）



- 災害公営住宅等における設立自治会数は増加傾向にあるが、両県とも整備完了進捗率が100%に到達してからは、ほぼ横ばいの傾向が見られる。
- 両県ともに災害公営住宅の整備が完了していること、設立自治会数も90%を超えていることから、本事業が災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの構築に役立てられており、その役割が全うされつつあることが示されている。

2 成果（4）

心のケアセンターにおける相談件数は減少傾向 （⑥被災者の心のケア支援事業関連）

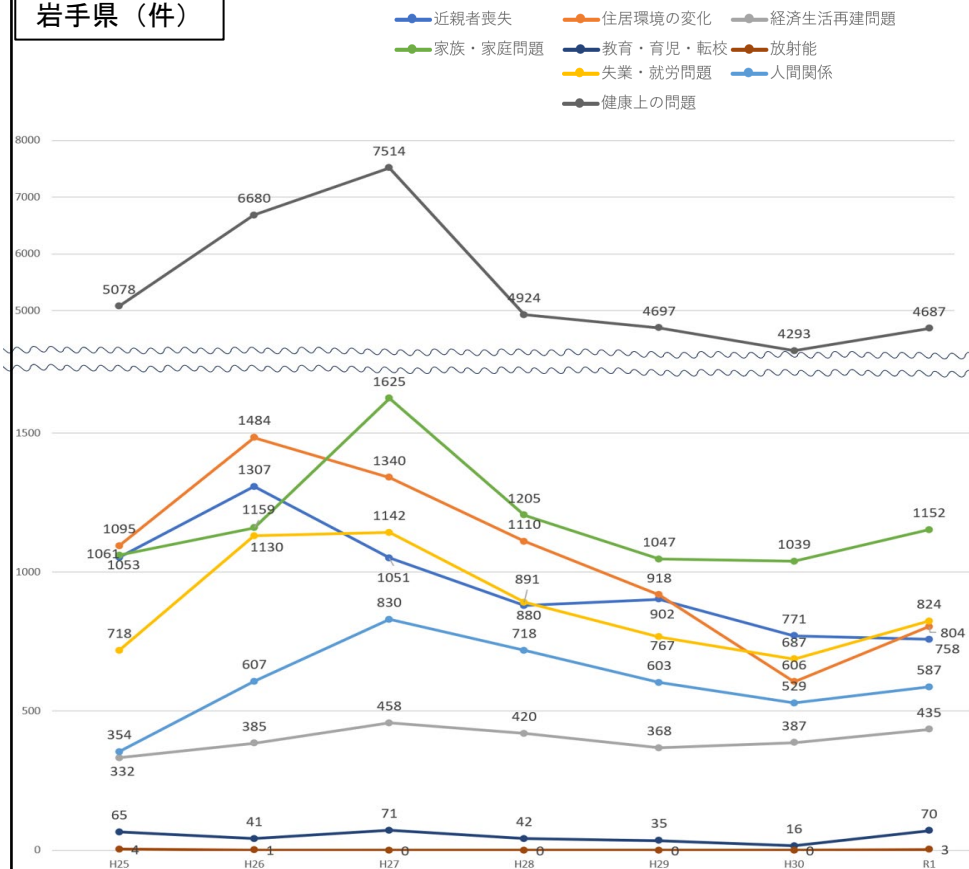


- 心のケアセンターにおける相談実績は発災後と現時点で比較すると緩やかな減少傾向にある。
- こうした傾向の要因としては、心のケアセンターによる取組の成果のほか、例えば、宮城県においては圏域の状況に応じて心のケアセンターから保健所や精神保健福祉センター等における地域精神保健福祉活動に順次移行させてきたことも挙げられる。

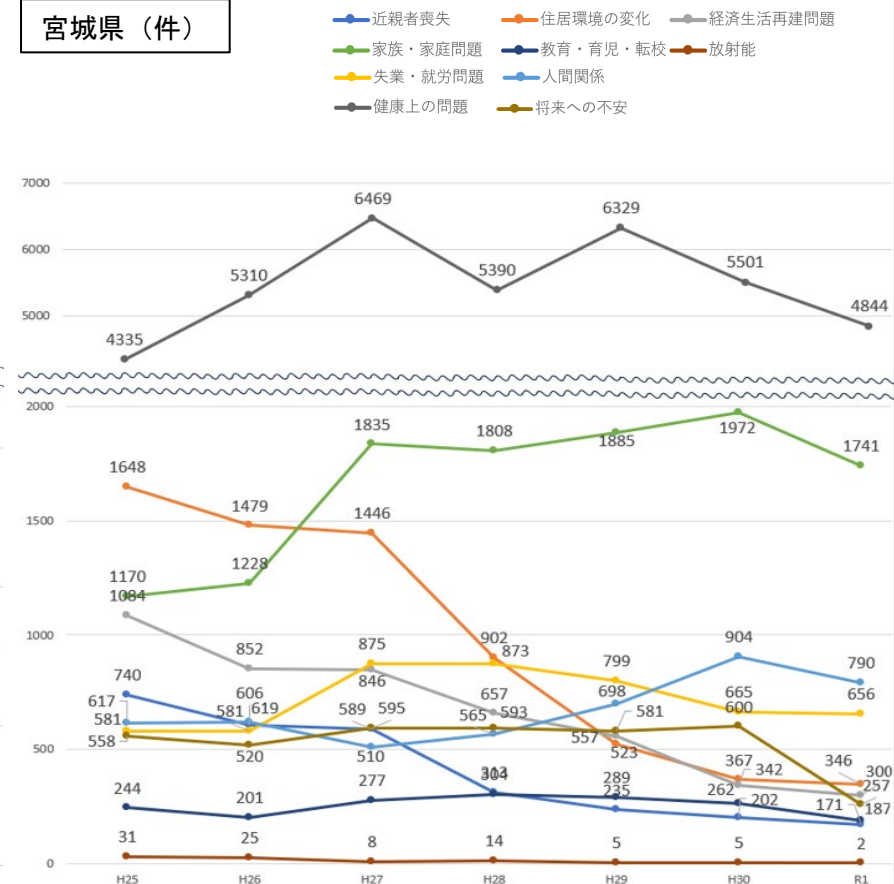
2 成果（5）

心のケアに関する主な相談背景（⑥被災者の心のケア支援事業関連）

岩手県（件）



宮城県（件）

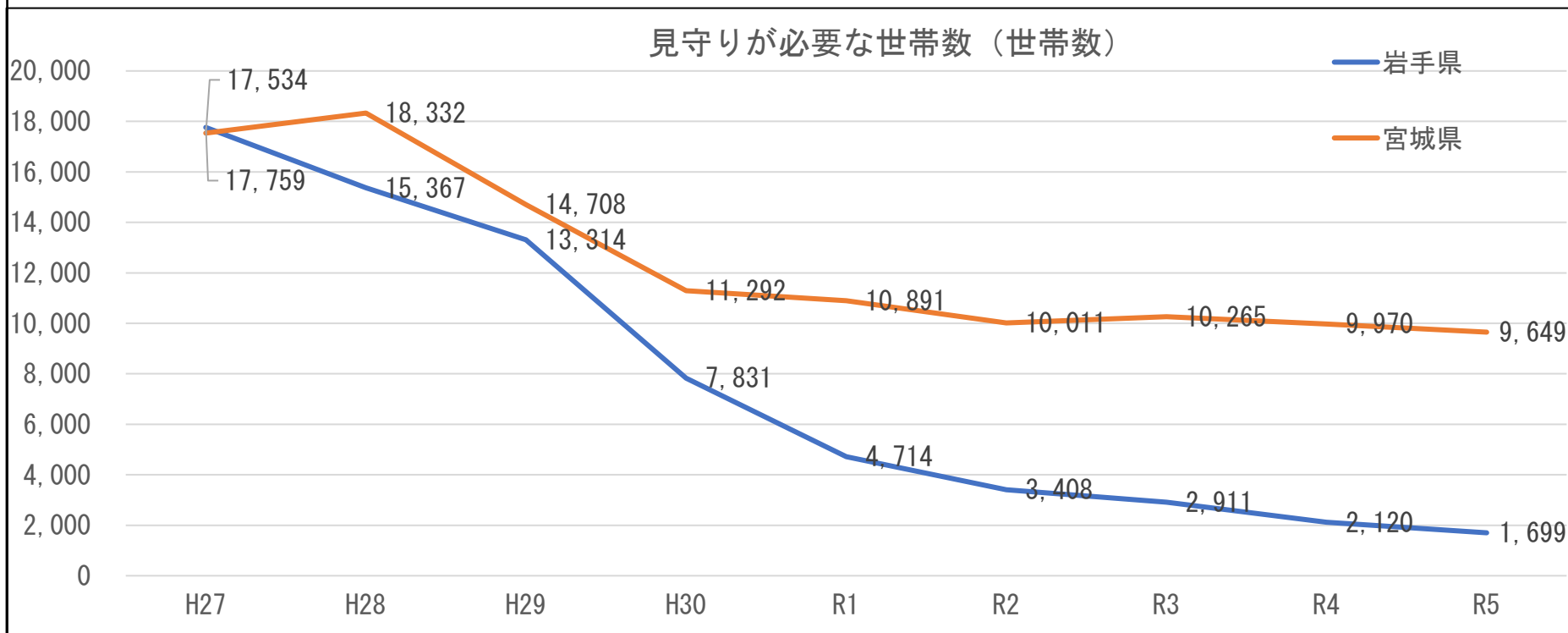


（令和2年度被災3県心のケア総合支援調査研究等事業の結果を基に作成）

○ 相談背景については、発災後から現時点に至るまで「健康上の問題」や「家族・家庭の問題」が上位に挙げられる。また、発災後は震災の被害（「近親者喪失」など）や避難による環境の変化に伴う相談（「住環境の変化」、「経済生活再建問題」など）の割合も高かったが、現時点に至るまでに減少傾向にある。

2 成果（6）

見守り対象世帯数は減少傾向 （⑤被災者見守り・相談支援事業関連）

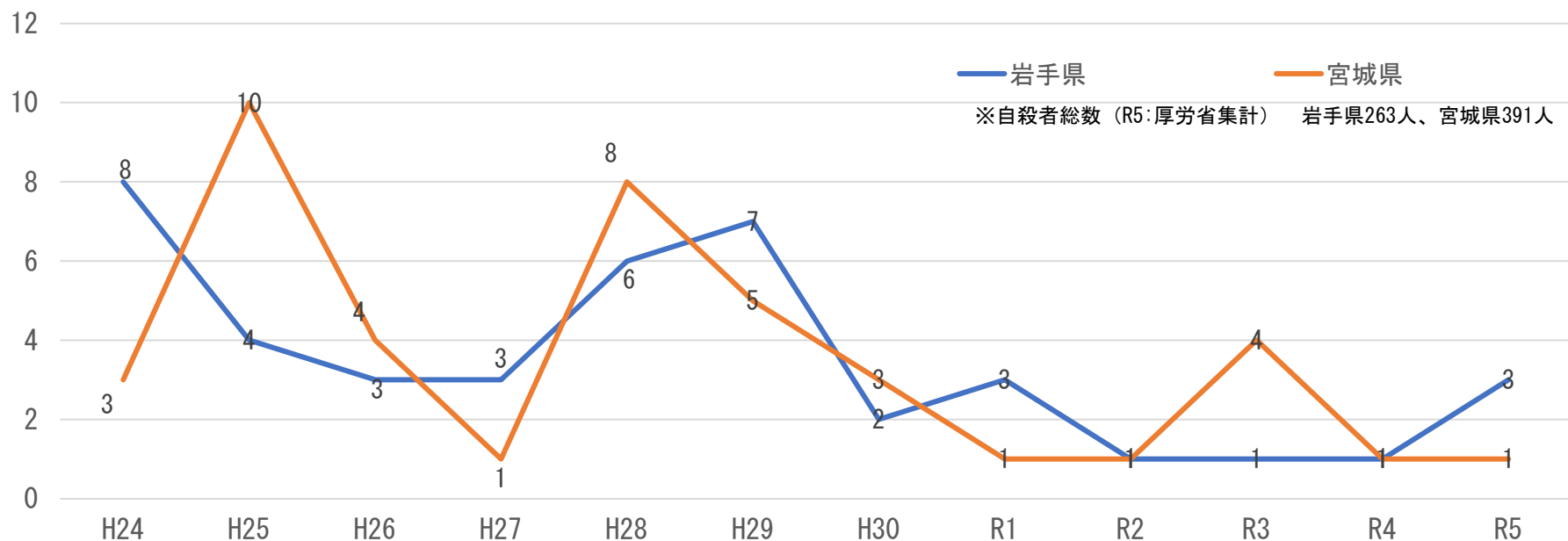


- 災害公営住宅等に居住する見守り対象世帯数は、対象者の死亡や転出等により年々減少しており、ピーク時より岩手県で▲90%、宮城県で▲44.9%となっている。
- 岩手県及び宮城県において、見守り対象世帯数が減少傾向であることから、本事業の需要が低下していることが示されている。

2 成果（7）

震災関連自殺者数は減少傾向

震災関連自殺者数（人）



- 震災関連自殺者数は、全体を通じて減少傾向を示しており、心のケア事業の効果が表れていることがうかがえる。
- 令和5年度における総自殺者数に占める震災関連自殺者数の割合は岩手県で約1.2%、宮城県で約0.26%であることから、東日本大震災を起因とする自殺者が減少していることが示されている。

※震災関連自殺者数の定義（厚生労働省）

- （1）遺体の発見地が、避難所、仮設住宅又は遺体安置所であるもの
- （2）自殺者が避難所又は仮設住宅に居住していた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの
- （3）自殺者が被災地（東京電力第一原子力発電所事故の避難区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域を含む。）から避難してきた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの
- （4）自殺者の住居（居住地域）、職場等が地震又は津波により甚大な被害を受けたことが遺族等の供述その他により判明したもの
- （5）その他、自殺の「原因・動機」が、東日本大震災の直接の影響によるものであることが遺族等の供述その他により判明したもの。

被災者支援総合交付金の経緯

平成27年度

○避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応するため、総理指示を受けて策定した「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォースを基に、被災者支援施策の強化を図る。

○こうした状況のもとで、各被災自治体において、直面する課題やニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、**被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。**

平成28年度

○被災者の生活再建のステージに応じた切れ目ない支援の実現を図るため、被災者支援の基幹的事業を一括化し、各被災自治体が、1つの事業計画の下で、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な支援活動を実施することを支援するため、**「被災者支援総合交付金」を創設。**

平成29年度

平成31年度～

被災者の心のケア支援事業
(厚労省)

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業（文科省）

令和3年度～
子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業（文科省）

被災者支援総合事業（復興庁）

- (1) 住宅・生活再建支援 (2) コミュニティ形成支援 (3) 心の復興
(4) 被災者生活支援 (5) 被災者支援コーディネート (6) 県外避難者支援

地域支え合い体制づくり事業

仮設住宅サポート拠点運営事業（厚労省）

被災地健康支援事業

被災地健康支援事業（厚労省）

被災者健康・生活支援総合交付金

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（文科省）

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（こども庁） ※R5年度に厚労省から移管

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業（厚労省）

被災者見守り・相談支援事業（厚労省）

関連指標・参考等（２）

一般施策への移行例

※あくまで一例であり、移行先の一般施策を検討するにあたっては個別の事業内容を精査の上、対応する必要がある。

コミュニティ形成支援事業 ⇒ 集落支援員制度を活用する場合

コミュニティ形成支援事業（被災者支援総合交付金）

【実施期間】 H30年度～R6年度
【対象地域】 市内全域
【対象者】 災害公営住宅入居者 等

【事業目的】

専門家派遣やコミュニティ活動への補助等の支援により、防災集団移転や災害公営住宅等の住宅再建先において、被災者同士の交流及び移転先の住民との融和を図ることでコミュニティ形成の基礎的条件となる人とのつながりや信頼関係の醸成を促進し、さらに地域課題についての話し合いや復興まちづくりの取り組みを支援することで、自立したコミュニティを形成する。

【事業内容】

- ・ コミュニティ形成支援業務（活動支援業務）
 - － 専門家の派遣
 - － コミュニティ活動の補助
- ・ コミュニティ形成支援業務（相談業務）
 - － 活動を実施する団体に対する支援、相談
 - － コミュニティ活動を主体的に実施するまちづくり協議会や自治会など地域自治組織の支援・強化
 - － 調査研究（コミュニティ形成にかかる状況の収集、地域の課題調査）

新規自治会設立見込みがないこと、自治会の担い手不足を始めとする地域課題の深刻化により、コミュニティに関して、被災の有無に関わらない全市的な対応が求められていることから、交付金事業は終了。

集落支援員制度（総務省）を活用予定（R7年度）

- 市では現在も集落支援員を各まちづくり協議会に配置し、コミュニティ形成を支援。
- 集落支援員の主な活動内容は次のとおり。
 - ・ 地域の調査・点検、課題の整理に関する業務。
 - ・ 地域課題を解決するための具体的な方策の検討及び実施に関する業務。
 - ・ 地域の維持・活性化についての話し合いに関する業務。
 - ・ 地域、行政及び関係機関との連絡調整に関する業務。
- R7年度以降も同活動を継続。

関連指標・参考等（3）

一般施策への移行例

※あくまで一例であり、移行先の一般施策を検討するにあたっては個別の事業内容を精査の上、対応する必要がある。

被災者見守り・相談支援事業 ⇒ 重層的支援体制整備事業を活用する場合

被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）

【実施期間】 H28年度～R4年度 【対象地域】 市内の復興公営住宅、防災集団移転団地 【対象者】 復興公営住宅入居者 等

【事業目的】

復興公営住宅や防災集団移転等、新たな環境で生活再建を果たした被災者の健康問題に対して必要な支援を実施することにより、健康の維持と不安の解消を図る。

【事業内容】

- 訪問相談：健康面において継続的な支援が必要な被災者に対し、専門職種による訪問相談を実施。
- 健康講座：疾病予防や生活不活発病予防等の講座を実施。
- 健康相談会：スーパー等において、疾病予防等に関する相談会を実施。
- 被災者健康調査：調査によって要支援者を把握し、訪問や健康支援を実施。

①対象者の減少、②対象者の生活の安定化、③生活支援相談員の見守りがなくとも、例えば介護の関係でケアマネージャーのサポートが得られるなど、孤立無援とならないことを対応者全員に確認できたことをもって一般施策化。

重層的支援体制整備事業（厚労省）へ移行・統合（R5年度）

- 市ではR5年度から重層的支援体制整備事業（準備事業はR3～）を実施。従前より実施していた事業を各事業に位置付け。
- 重層的支援体制整備事業において、コミュニティソーシャルワーカーの配置事業を実施し、被災者に限らない地域住民が抱える生活上の様々な課題に対する相談支援を行うとともに、地域の支援機関や団体とのネットワーク構築などを行うことで、地域課題解決に向けた住民主体の活動についての支援を強化。
- 市ではH25年度からコミュニティソーシャルワーカーを配置しており、当初は復興公営住宅整備地域における支え合い体制づくりを重点支援していたが、今後は地域における福祉的な諸課題の解決に向けた活動を推進。

関連指標・参考等（４）

阪神・淡路大震災における心のケアの実施状況等

阪神・淡路大震災の被害状況

発生：平成7年1月17日 死者：6,434人 負傷者数：43,792人 仮設住宅戸数：最大49,681戸

心のケア事業実施状況

心のケアの関連では、阪神・淡路大震災復興基金により以下の事業を実施

事業主体	事業名	事業概要	実施期間	予算累計額
兵庫県精神保健協会	「こころのケアセンター」運営事業補助	被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等への対応など、地域に根差した精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」の運営。	H7～H12年度 その後、H16.4～兵庫県等の資金により「兵庫県こころのケアセンター」を設立	1,444,653千円
兵庫県看護協会	「まちの保健室」事業	生活や育児上の悩みや不安について、身近なところで気軽に専門家に相談する場として「まちの保健室」を設置。健康相談等を行うと共に関係者と連携して訪問活動を行う。	H13～H26年度	228,040千円

心のケア事業交付実績

	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○「こころのケアセンター」運営事業補助	17	147,163	16	286,438	16	314,938	16	321,549	16	327,629	1	46,936								
○「まちの保健室」事業													164	10,280	543	12,240	592	16,600	669	19,000
	H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○「こころのケアセンター」運営事業補助																				
○「まちの保健室」事業	379	18,500	286	18,500	200	18,500	213	18,500	141	18,500	198	17,600	210	17,230	152	17,230	159	12,680	210	12,680

関連指標・参考等（5）

熊本地震における心のケアの実施状況等

熊本地震の被害状況

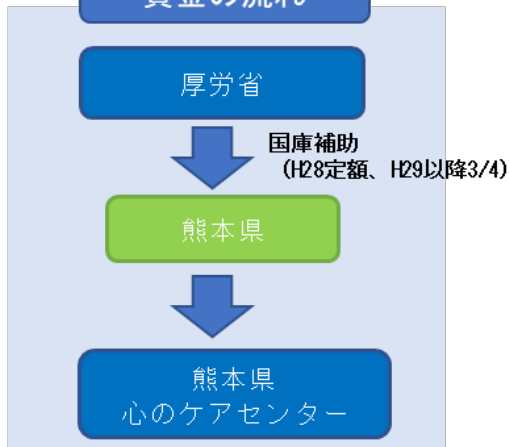
発生：平成28年4月14日 死者：273人 負傷者数：2,739人 仮設住宅入居戸数：28戸（R4.5.31）

※最大20,255戸

熊本県こころのケア事業

事業主体	事業名	事業概要	実施期間	予算累計額
熊本県 （運営は （公社）熊本県 精神病院協会に 委託）	「熊本こころのケ ア事業」	被災者に対する精神保健面での支援のため、 精神疾患に関する相談支援や心のケアを行う 拠点を整備し、心のケアセンターにおける相 談支援、仮設住宅入居者等への訪問支援等を行 う。 【主な活動】 ・相談支援事業・支援者への技術支援・普及 啓発	H28～R4年度 ※地元ニ ーズの減少に よりR4年度 末で事業終 了	329,969千円

資金の流れ



予算額の推移

（千円）

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
45,870	58,622	52,760	52,760	52,183	37,774	30,000

活動実績

（件）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談支援	201	1,047	978	543	348	152	19
技術支援	66	670	639	340	182	50	10
普及啓発	14	76	45	32	25	3	0

コミュニティ形成支援事業

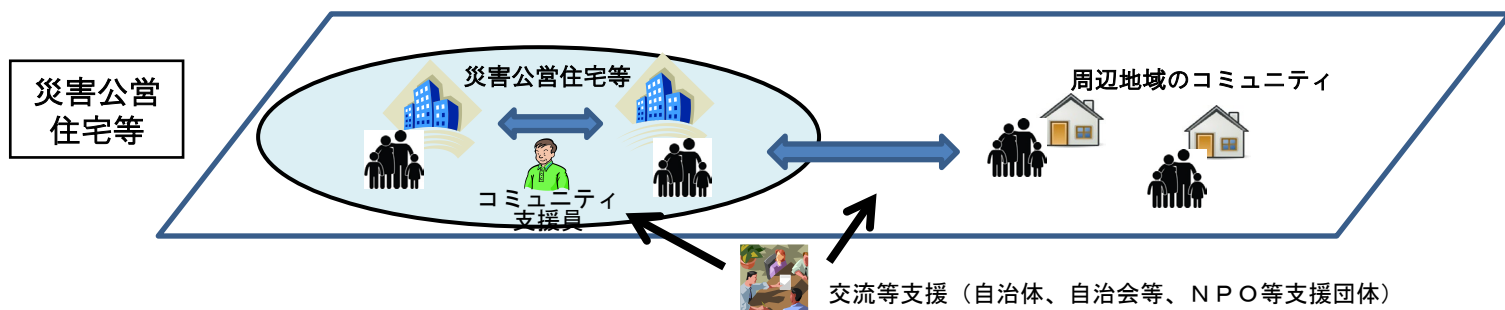
【被災者支援総合事業】

趣 旨

○被災地では、災害公営住宅への移転が進捗する中で、移転後の住民同士の新たなコミュニティづくりや、災害公営住宅へ移転した被災者の方々と、住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合が課題となっており、これらを支援する取組の充実が必要。

事業の概要

- ①災害公営住宅等で、自治体、自治会等の地域コミュニティ組織や、NPO等支援団体が取り組むコミュニティ形成の活動を支援。
- ②災害公営住宅等で、住宅内のコミュニティ形成や、住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援する人材（コミュニティ支援員）を配置。



「心の復興」事業

【被災者支援総合交付金】

趣 旨

- 閉じこもりがちな被災高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体（NPO）等と連携し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災者自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 被災3県外における避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

被災者生活支援事業

【被災者支援総合事業】

趣 旨

- 災害公営住宅等への移転が進む中、入居後も一人暮らし高齢者等が、買い物や通院など、日常生活上の不便を強いられるケースが生じており、また、自宅再建を果たした被災者の仮設住宅退去が進み、自治会機能が低下し、仮設住宅における生活環境の維持も懸念されている。
- こうした状況を踏まえ、災害公営住宅等での被災者の日常生活支援を実施する。

事業の概要

- ① 災害公営住宅等で、日常生活上の困り事（通院、買い物、食事など）を抱える被災者の支援
- ② 災害公営住宅の入居者からの生活・住宅環境に関する相談への対応等（被災者生活支援員の配置）等

被災者生活支援員による活動（例）



<支援例①>

高齢者等を対象とした移動支援、配食サービス等



<支援例②>

災害公営住宅入居者の要望への対応、住民活動の支援、ボランティア受入れ調整、広報文書の整理・配布等

被災者支援コーディネート事業

【被災者支援総合事業】

趣 旨

- 仮設住宅での避難生活の長期化や、災害公営住宅への移転の進捗により、移転後のコミュニティ形成の支援が新たな課題となるなど、各地域において、様々な被災者支援の課題に直面する中で、それぞれの地域の実情に対応した効果的・効率的な支援活動の実施が必要。
- このため、各県コーディネーターが、地域のニーズ・課題の整理等を行った上で、新たな活動主体の参画促進、県内自治体と企業・NPO等とをつなぐなど、県内各地域における被災者支援活動の実施を支援。
- また、各自治体において、効果的な支援活動を実施するためには、多様な支援者間の密接な連携体制の確保が必要。

事業の概要

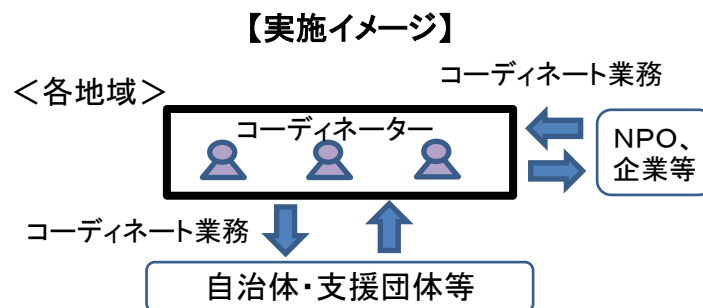
1. コーディネーターの配置

コーディネーターが、各地域において、以下の調整業務等を実施。

- ①被災者支援に関連して、新たな活動主体の参画や支援者間（相談員、復興支援員、NPO、ボランティア等）の連携強化
- ②自治体における被災者支援活動との連携

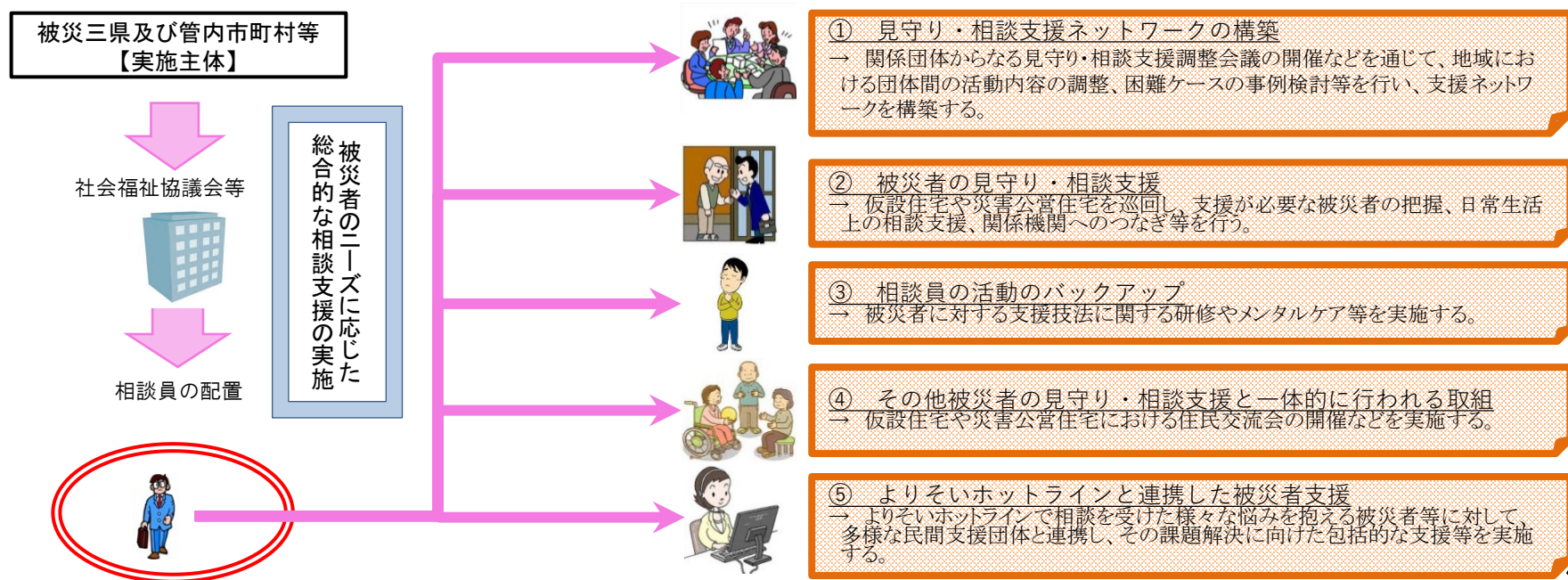
2. 被災者支援調整会議の開催等

被災者支援の関係者による「被災者支援調整会議」の開催等を通じて、地域における支援者間での課題の共有、活動内容の調整等を行い、被災者支援ネットワークを構築する。



被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



東日本大震災被災者の心のケア支援事業

1. 事業の目的

東日本大震災後に心のケアに関するニーズが増大した被災3県を対象に、精神保健行政機能及び精神医療サービス機能等の心のケアに関する支援を行い、もって被災3県の復興に資する。

2. 業務概要

(1) 個別相談支援

- ア. 保健所、市区町村、または心のケアセンター等を拠点とした、被災者の住居等への訪問による相談支援
- イ. 医療機関等を拠点として、精神疾患患者に対し、多職種で構成されるチームによる訪問支援（アウトリーチ）
- ウ. 教育機関、保育園、事業所、行政機関、医療・福祉施設、支援団体等の職員に対する相談支援、生徒・児童・社員等の心のケアに関する後方支援
- エ. その他、ア～ウの実施にあたり必要となる各地域の精神医療・保健・福祉に関する、行政機関、医療機関、民間団体との間における総合的な調整

(2) 心の健康の向上に資する各種事業

- ア. 心のケアに関するニーズ把握のための情報収集
- イ. 本事業以外で被災者の心のケアを実施する各種支援者の技術向上のための技術的指導、助言、研修
- ウ. 地域で長期的に被災者の心のケアに従事する医師、看護師等専門職の人材の育成
- エ. 一般住民に対する、心の健康に関する普及啓発、情報発信、及びそのための各種支援機関との連携
- オ. 本事業の各種活動により得られたデータの集積整理・分析、本事業の実施に必要な調査・研究
- カ. 本事業の各種活動に必要な拠点の整備、及びその維持管理
- キ. 被災3県の心のケアセンターの取組の知見の相互共有や連携強化

3. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（事業運営の一部または全部について委任可）

岩手県こころのケアセンター：5カ所

受託団体：岩手医科大学
令和5年4月1日現在：常勤職員数38名

中央センター・久慈地域センター・宮古地域センター・釜石地域センター・大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター：3カ所

受託団体：宮城県精神保健福祉協会
令和5年4月1日現在：常勤職員数28名

基幹センター・石巻地域センター・気仙沼地域センター

ふくしま心のケアセンター：6カ所

受託団体：福島県精神保健福祉協会
令和5年4月1日現在：常勤職員数43名

基幹センター・県北方部センター・県中・県南方部センター・いわき方部センター・相馬方部センター・会津出張所・ふたば出張所

4. 創設時期

平成25年度（平成23年度～24年度は障害者自立支援対策臨時特例基金で実施）

5. 支出科目

東日本大震災復興特別会計（項）東日本大震災復興支援対策費（目）被災者支援総合交付金

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について （復興庁所管・被災者支援総合交付金）

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

（１）子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域）

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

（２）遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（３）親を亡くした子ども等への相談・援助事業（被災県（岩手県・宮城県・福島県）及び被災県内市町村）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（４）児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

3. 実施主体等

○実施主体：事業毎に設定

※ 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

○補助率：定額

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

現状・課題

- ▶ 未だに避難生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、**未だ学習環境が十分でないところ**がある。
- ▶ 避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる**地域コミュニティは未だ希薄化・分断化**されているところもある。
- ▶ 避難指示解除等に伴い、**帰還した地域のコミュニティの再構築**が求められている。

地域と学校の連携・協働による学習支援等の実施を通じ、地域住民の幅広い参画のもと**子供の学習環境の向上**を図るとともに、地域のつながりの形成を図り、**被災地のコミュニティの復興を促進**する。

事業内容

- ▶ 被災地における学習環境の改善及びコミュニティの復興に関する課題解決に向け、地域と学校の連携・協働による子供への学習支援体制を整備することにより、子供の学習支援の実施及び地域住民同士の交流の機会を創出する。
- ▶ 活動の事前・事後にはその効果の検証・分析を行うことにより、復興に向けて着実に取り組む。



事業実施により期待される効果

- 地域と学校の連携・協働により、地域全体で子供を育てる機運が醸成され、**子供の学習環境が好転**。
- 活動への参画により、地域住民同士の交流が生まれることで、**地域コミュニティの形成につながる**。
- 地域活動の活発化により、被災地における**地域課題の解決、震災からの復興**につながる。

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ. 各分野における取組 - 1. 被災者支援（健康・生活支援） - （1）心のケア等の被災者支援

○ 今後の課題

- ・ 地震・津波被災地域においては、被災地域ごとの事業進捗状況の違い等に留意しつつ、コミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等について、一定期間の継続や一般施策への引継も含め、支援のあり方を検討する必要。
- ・ 原子力災害被災地域等からの避難者について、避難生活の長期化や帰還の遅れなどの事情があり、引き続き丁寧な支援を実施する必要。

○ 今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 平時から関係者間のネットワークの構築が重要。
- ・ 好事例等を収集し、教訓・ノウハウ集のとりまとめ。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

10. 被災者支援

○ 主な評価・教訓

- ・ 人のつながりまで施策対象としたことは画期的。以後の災害にもつながっている。
- ・ 「生活の復興度合い」を客観的に計測する指標を設けるべきとの指摘がある。
- ・ 被災者支援は超長期的なので、被災した人のつながりが維持されているかといった状態目標を設けるべきとの指摘がある。
- ・ 心や生活のケアについて、現場の対応やそれを支える国の仕組みがどうあるべきかが引き続き課題との指摘がある。
- ・ 生活再建のために被災者が選択肢を求めたタイミングと行政が施策を提供できたタイミングにギャップがあったとの指摘がある。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○事業の目的

避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転などに伴い、被災者を取りまく課題が多様化する中、被災自治体等が直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう総合的に支援することを目的とする。

○予算・執行額（単位：百万円）（インプット）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	15,480	12,519	11,527	10,201	9,781
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	16	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	15,496	12,519	11,527	10,201	9,781
執行額(G)		10,875	8,232	7,568		

○活動内容

各事業ごとのアクティビティ、アウトプット、アウトカムについては次頁で省庁別に説明

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

○事業の目的

避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転などに伴い、被災者を取りまく課題が多様化する中、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいづくりによる「心の復興」や、コミュニティ形成の促進等、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動の実施を総合的に支援することを目的とする。

○活動内容

災害公営住宅等におけるコミュニティの形成（コミュニティ形成支援事業）

○活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
コミュニティ支援員を通じ、被災者同士や被災者同士や周辺住民との交流・融和を促す	自治体におけるコミュニティ支援員の配置人数	活動実績	人	104	52	41	-	-
		当初見込み	人	115	80	50	47	-

○成果目標①-1の設定理由（アウトプットからのつながり）

コミュニティ支援員を配置することで、災害公営住宅等における住民同士のつながりや新たなコミュニティづくりが進み、自治会形成（既存自治会との融合等も含む）に繋がると考えられる。

○成果目標及び成果実績①-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
災害公営住宅等において新たなコミュニティが形成される	災害公営住宅等における設立自治会数	成果実績	件	567	572	573	-		
		目標値	件	621	621	621	621		
		達成度	%	91.3%	92.1%	92.3%	-		

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

○成果目標①-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

災害公営住宅等において、新たなコミュニティが形成された後、自治会等地域コミュニティが被災自治体により主体的に運営されることが見込まれるため、主体的に運営されているかどうか測る指標として、本事業の交付金を受けている自治体数を設定した。

○成果目標及び成果実績①-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年	令和3年	令和4年	目標最終年度		
								7	年度
被災自治体によるコミュニティの主体的な運営	交付金を受けている自治体数	成果実績	自治体	29	23	20	-		
		目標値	自治体	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-		

○活動内容②

県外避難者への相談支援・情報提供の取組（県外避難者支援事業）

○活動目標及び活動実績②（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
県外避難者に対し、情報提供や相談支援を実施できる場を提供する	全国に設置された生活再建支援拠点の数(累計)	活動実績	件	26	26	26	26	26
		当初見込み	件	26	26	26	26	26

○成果目標②-1の設定理由（アウトプットからのつながり）

生活再建支援拠点における情報提供や避難先での生活再建に向けた相談、避難者等との交流ができる場が提供されることにより、県外避難者の困り事の解消が図られ、その結果、被災者からの相談件数の減少につながるものと考えられる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

○ 成果目標及び成果実績②-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
避難者の困り事の解消	生活再建支援拠点における避難者からの相談件数 ※成果実績が目標値を下回った場合は達成度100%とする	成果実績	件	1,485	1,347	1,156	-		
		目標値	件	1,630	1,485	1,347	1,156		
		達成度	%	100	100	100	-		

○ 成果目標②-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

避難者の困り事が解消されることにより、避難者の生活の安定が図られ、県外避難の終了など、避難者の意向に沿った自立した生活につながるものと考えられる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

○活動内容③

生活や住宅の再建や、生活環境の変化等に伴う不安等を抱える被災者に対する、安定的な日常を取り戻すための相談支援（被災者生活再建事業）

○活動目標及び活動実績③（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
被災者が生活再建等を相談できる場を提供すること	支援センター等の設置箇所数	活動実績	箇所	15	11	11	11	11
		当初見込み	箇所	15	11	11	11	11

○成果目標③-1の設定理由（アウトプットからのつながり）

気軽に相談できる支援センター等を設置し、仮設住宅から災害公営住宅等への転居等により、生活や住宅の再建に向けた悩みや生活環境の変化等に伴う不安等を抱える被災者に対し、相談に対応することで、悩みや不安の解消につながるものと考えられる。

○成果目標及び成果実績③-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
被災者における生活・住宅再建に向けた悩みや生活環境の変化に伴う不安が減少すること	支援センター等で対応した相談件数 ※成果実績が目標値を下回った場合は達成度100%とする	成果実績	件	48,852	42,680	43,639	-		
		目標値	件	47,126	48,852	42,680	43,629		
		達成度	%	96.5%	100%	97.8%	-		

○成果目標③-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

被災者の震災に起因する生活上の不安や悩みが解消されることにより、被災者の生活が安定し、安心した生活に繋がる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

○ 成果目標及び成果実績③-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							-	年度
被災者の生活が安定し、安心した生活を送ること	—	成果実績	—	—	—	—	—	
		目標値	—	—	—	—	—	
		達成度	%	—	—	—	—	

○ 定性的なアウトカムに関する成果実績

相談件数が令和3年度から4年度にかけて半減した自治体もあり、事業が被災者の精神面、生活面、経済面等における改善につながったものと考えられる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【厚生省事業】

○事業の目的

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、被災者（広域避難者等を含む。）を取り巻く環境の変化に対応し、その現に居住する地域において、安心して日常生活を営むことができるよう、被災者の心のケア、孤立防止等の観点から、見守り・相談支援体制を構築するとともに、仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進、高齢者等に対する福祉サービスの提供体制の確保に取り組むことを目的とする。

○活動内容

仮設住宅又は災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り・声かけ・相談支援・情報提供

○活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
見守り支援に係る実施体制の構築	生活支援相談員の人数	活動実績	人	401	304	296	-	-
		当初見込み	人	448	401	304	296	-

○成果目標①-1の設定理由（アウトプットからのつながり）

生活支援相談員を適切に配置し、見守り支援に係る実施体制を構築することにより、被災者に必要な見守り活動が行き届き、専門機関等への橋渡し等が行われることに繋がるものと考えられる。

○成果目標及び成果実績①-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
被災者に必要な見守り支援が行き届くこと	相談員等による見守り実施回数	成果実績	回	386,812	322,655	316,868	-		
		目標値	回	1,000,000	386,812	322,655	316,868		
		達成度	%	38.7%	83.4%	98.2%	-		

参考：行政事業レビューシート抜粋

【厚生省事業】

○成果目標①-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

被災者に必要な見守り支援が行き届き、専門機関等への橋渡し等が行われることにより、支援を必要とする被災者の減少に繋がるものと考えられる。

○成果目標及び成果実績①-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							7	年度
平成26年度当初、見守り等支援の対象となっている約70,000世帯について、相談員等の見守り等により、具体的な支援が必要なくなった世帯数を41,000世帯以上とする。	相談員等の見守り等により、具体的な支援が必要なくなった世帯数	成果実績	世帯	33,123	34,992	37,508	-	
		目標値	世帯	31,000	37,000	41,000	41,000	
		達成度	%	10685%	9457%	9148%	-	

○活動内容②（アクティビティ）

心のケアを必要とする被災者に対する相談支援、訪問支援、専門人材の育成等を実施（事業概要「④被災者の心のケア支援事業」関係）

○活動目標及び活動実績②（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度	6年度
							活動見込	活動見込
心のケアセンター人材育成研修の実施	研修受講者数	活動実績	回	4,435	4,047	4,527	-	-
		当初見込み	回	4,300	4,300	4,300	4,300	-

○成果目標②-1の設定理由（アウトプットからのつながり）

人材育成研修の実施を通じて、心のケアセンターにおける被災者への適切な相談支援、訪問支援につながると見込まれる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【厚生省事業】

○ 成果目標及び成果実績②-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
心のケアセンターにおいて被災者への相談支援にあたる人材の育成を通じて、被災3県の復興に資する。	相談件数	成果実績	人	18,210	17,302	15,867	-		
		目標値	人	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-		

○ 成果目標②-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

心のケアセンターにおいて被災者への適切な相談支援を行うことで、東日本大震災に関連する自殺者数の減少につながることが見込まれる。

○ 成果目標及び成果実績②-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								7	年度
被災3県における被災関連自殺者数の減少 ※実績は前年以下で達成度100%とする。	被災3県における自殺者数 ※成果実績及び目標値における集計単位は「年度」ではなく「年」で記載している。	成果実績	人	5	6	2	-		
		目標値	人	16	5	6	-		
		達成度	%	31.3%	120%	33.3%	-		

参考：行政事業レビューシート抜粋

【こども庁事業】

○事業の目的

様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けているこどもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかなこどもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災したこどもの心身の健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施することを目的とする。

○活動内容（アクティビティ）

移動式の大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援

○活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
子育てイベントの開催によるこどもの運動機会の確保	子育てイベントの開催実施回数	活動実績	回	223	142	123	-	-
		当初見込み	回	480	160	160	160	160

○成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

被災地のこどもの運動機会が減少していることを踏まえ、被災地におけるこどもたちの遊び場の確保などの事業を積極的に支援することにより、こどもの運動機会を確保するため。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【こども庁事業】

○ 成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
子育てイベントの参加人数を24,000人以上とする。	子育てイベントの参加人数	成果実績	人	13,360	2,489	3,442	-		
		目標値	人	72,000	24,000	24,000	24,000		
		達成度	%	18.6%	10.4%	14.3%	-		

○ 成果目標の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

こどもの運動機会や遊び場の確保を支援することにより、被災地において元気で健やかなこどもの成長が促進されと考えられる。

○ 成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標：被災地において、元気で健やかなこどもの成長を促進する（定量的な成果指標はなし）

○ 定性的なアウトカムに関する成果実績

定性的なアウトカムに関する成果実績として、例えば令和4年度は福島県内、とりわけ福島第一原発事故の帰宅困難区域を抱える福島県富岡町にて多数の子育てイベントを開催し、こどもの運動機会の確保を図った。具体的なイベントの内容としては、週末や長期休暇中期間中に親子で参加できるスポーツイベントを開催し、遊具等を活用してこどもの運動機会を創出した。

1 これまでの主な取組

- 災害援護資金は、災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者に対し、生活の立て直しに資するため、貸付けを行う制度。貸付限度額は負傷、住居の損害等に応じて150万円から350万円とされている。
- 東日本大震災発災当時、一般災害では、利率は3%（保証人必置）、償還期間は10年間（据置期間3年間又は5年間を含む。）、償還免除の要件は、借受人の死亡又は重度障害により償還できなくなったと認められる場合に限られていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）の規定により、東日本大震災では以下の特例措置が講じられた。
 - ① 償還期間を13年間に延長（据置期間も6年間又は8年間に延長）。
 - ② 通常は3%の利率を保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は1.5%に引下げ。
 - ③ 償還免除要件に、無資力又はこれに近い状態にあるため償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合を追加。

2 成果

○令和4年9月30日現在で、29,723件、525億2,999万円の貸付けが行われている。

（新規貸付）

○令和5年度において、2件、127万円の新規貸し付けを実施している。

（償還）

○令和4年9月30日現在で、支払期日が到来した件数は27,655件あり、このうち、滞納件数は9,745件、その滞納件数の割合と滞納金額は、35.2%、57億5,921万円となっている。

関連指標等（１）

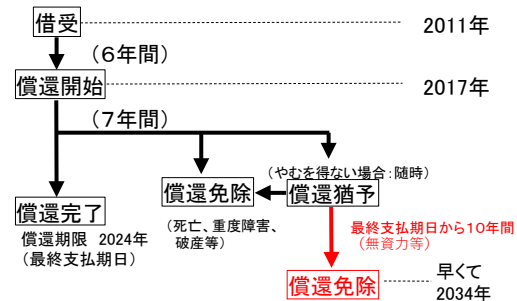
災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して資金を貸し付ける制度

【根拠法律】「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭48法82）

制度の概要

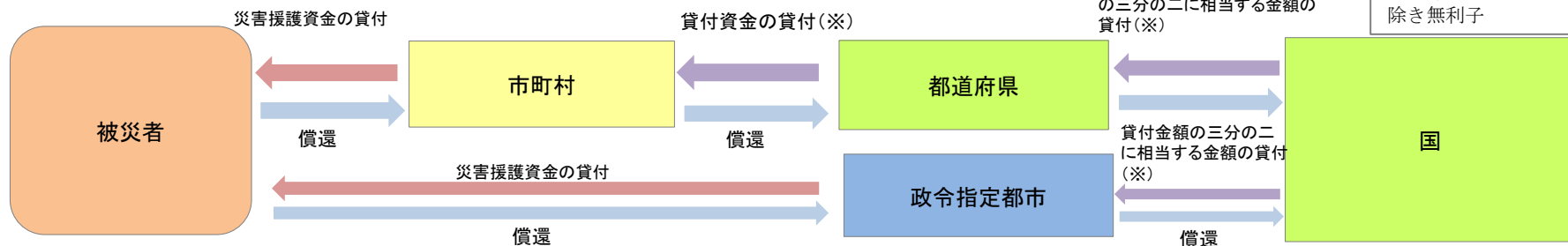
※【 】は東日本大震災における特例

- 実施主体：市町村
- 借受人： 負傷、住居の全壊・半壊、家財の3分の1の被害を受けた者
- 貸付限度額： 負傷、住居の損害等に応じて150万円～350万円
- 貸付原資： 国 2／3 都道府県・指定都市 1／3
- 利率： 3%以内で条例で定める率【無利子（保証人なし 1.5%）】
- 据置期間： 3年（特別な場合5年）【6年（特別な場合8年）】
- 償還期間： 10年（据置期間含む）【13年（据置期間含む）】
- 償還免除： 借受人の死亡又は、重度障害、破産等により償還できなくなったと認められる場合



【上記に加え、支払期日到来から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みが無い場合】

(参考) 災害援護資金の仕組み



○償還免除

- ・都道府県は、災害援護資金の償還を免除した市町村に対し、免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除
- ・国は、貸付金の償還免除を行った都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除

関連指標等（２）

東日本大震災に係る災害援護資金償還状況（全体）

令和４年９月30日時点

	支払期日 到来件数 (A)	滞納 件数 (B)	滞納件数 の割合 (B/A)	滞納金額 (C)	貸付総金額 に占める 滞納金額の 割合 (C/ D)	貸付 総件数	貸付総金額 (D)
青森県	45件	6件	13.3%	364万円	3.1%	51件	1億1,750万円
岩手県	996件	263件	26.4%	2億3,444万円	7.7%	1,170件	30億3,210万円
宮城県 (仙台市を除く。)	8,056件	3,164件	39.3%	20億4,323万円	11.6%	8,870件	175億7,567万円
仙台市	14,253件	5,122件	35.9%	26億4,446万円	11.3%	15,137件	233億5,771万円
福島県	3,037件	916件	30.2%	5億9,120万円	10.1%	3,168件	58億7,774万円
茨城県	826件	194件	23.5%	1億2,963万円	7.8%	863件	16億5,143万円
栃木県	28件	5件	17.9%	410万円	7.0%	30件	5,861万円
千葉県 (千葉市を除く。)	365件	69件	18.9%	1億0,465万円	13.8%	384件	7億5,913万円
千葉市	19件	0件	0.0%	0円	0.0%	19件	3,840万円
東京都	25件	6件	24.0%	385万円	7.3%	26件	5,260万円
長野県	5件	0件	0.0%	0円	0.0%	5件	910万円
合計	27,655件	9,745件	35.2%	57億5,921万円	11.0%	29,723件	525億2,999万円

（注１）支払期日到来件数（Ａ）：据置期間経過後の最初の支払期日が来た債権の件数であり、完済件数を含む。免除、破産免責、民事再生免責の件数は除く。

（注２）滞納件数（Ｂ）：支払期日到来件数（Ａ）のうち、調査時点において、支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの件数の合計。少額償還決定したもののうち、当該少額償還計画の取決めに由る支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの件数も含む。

（注３）滞納件数の割合：支払期日到来件数（Ａ）に占める滞納件数（Ｂ）の割合。

（注４）滞納金額：支払期日到来したもののうち、調査時点において、支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの元金の合計額。少額償還決定したもののうち、当該少額償還計画の取決めに由る支払期日に償還すべき金額が支払われていない金額を含む。

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ. 各分野における取組 - 1. 被災者支援（健康・生活支援） - （1）心のケア等の被災者支援

○ 今後の課題

- ・ 地震・津波被災地域においては、被災地域ごとの事業進捗状況の違い等に留意しつつ、コミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等について、一定期間の継続や一般施策への引継も含め、支援のあり方を検討する必要。
- ・ 原子力災害被災地域等からの避難者について、避難生活の長期化や帰還の遅れなどの事情があり、引き続き丁寧な支援を実施する必要。

○ 今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 平時から関係者間のネットワークの構築が重要。
- ・ 好事例等を収集し、教訓・ノウハウ集のとりまとめ。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

10. 被災者支援

○ 主な評価・教訓

- ・ 人のつながりまで施策対象としたことは画期的。以後の災害にもつながっている。
- ・ 「生活の復興度合い」を客観的に計測する指標を設けるべきとの指摘がある。
- ・ 被災者支援は超長期的なので、被災した人のつながりが維持されているかといった状態目標を設けるべきとの指摘がある。
- ・ 心や生活のケアについて、現場の対応やそれを支える国の仕組みがどうあるべきかが引き続き課題との指摘がある。
- ・ 生活再建のために被災者が選択肢を求めたタイミングと行政が施策を提供できたタイミングにギャップがあったとの指摘がある。

7 被災した子どもに対する支援

1 これまでの主な取組（1）

学校施設の災害復旧等のハード整備のほか、以下の取組により、被災した子どもが安心して学べる環境を確保。

（1）教職員加配（事業名：「被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配」）

- 東日本大震災により被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのため、一般会計による定数措置（基礎定数及び加配）に加え、復興特会により特別な加配措置を実施。
- 本加配により、震災時の場面がフラッシュバックする児童生徒のケアや、生活基盤が安定していない家庭の児童生徒への家庭訪問等も含めたきめ細かな対応、転居・転校や保護者の転職に伴う家計の変化等の中での児童生徒の学習意欲低下や学習の遅れに対応するための補充学習等を実施。

（2）スクールカウンセラー等の配置（事業名：「緊急スクールカウンセラー等活用事業」）

- 東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助、福祉関係機関との連絡調整など、様々な課題に対応するため、一般会計による補助事業に加え、復興特会によりスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の配置等を支援。

（3）就学支援（事業名：「被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）」）

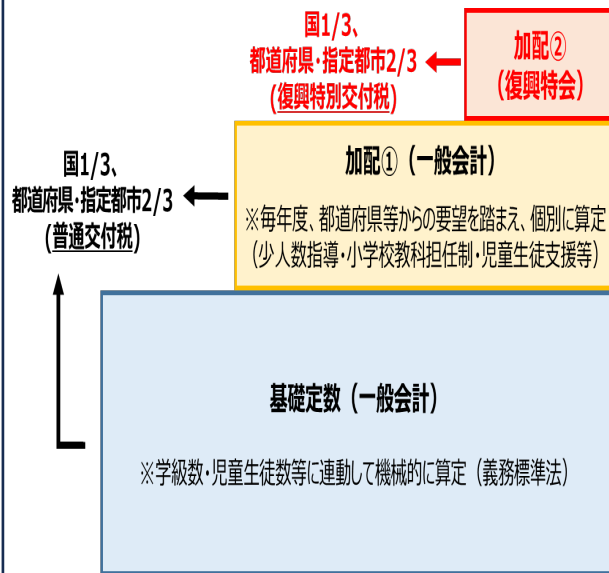
- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、一般会計による補助事業等に加え、家庭の教育費負担を軽減するための特別な支援（小中学生を対象とした就学援助事業など）を実施。

1 これまでの主な取組（2）

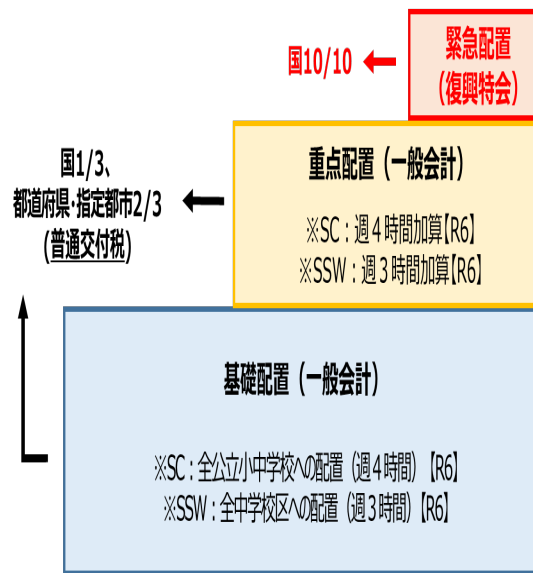
【復興特会事業のスキーム】

いずれの事業も、一般会計による措置に上乗せする形で、より手厚い支援を行うもの。

< 教職員加配 >



< スクールカウンセラー等配置 >



< 就学支援（就学援助事業） >



2 成果（１）

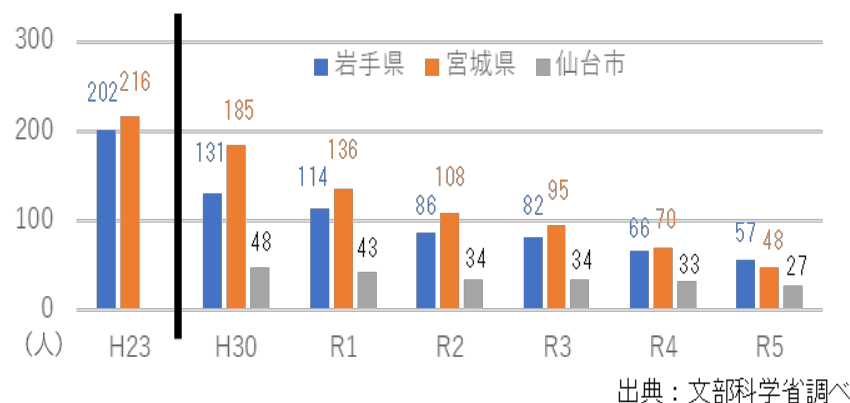
【学校施設の復旧】

- 震災後、公立学校施設災害復旧事業に申請した学校（※）2,326校中、福島県内で休校中となっている7校を除く2,319校について、全て復旧完了。（※）申請予定の学校を含む

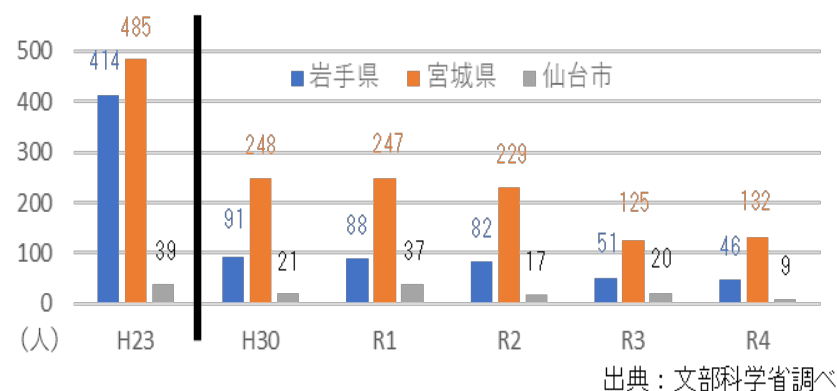
【教職員加配・スクールカウンセラー配置等】

- 震災からの年数の経過やきめ細かなサポートの実施により、心のケアや学習支援に関するニーズが減少し、復興特会による教職員加配やスクールカウンセラー配置数等は減少傾向。

【教職員加配数（復興特会）の推移】



【スクールカウンセラー等の配置数（復興特会）の推移】

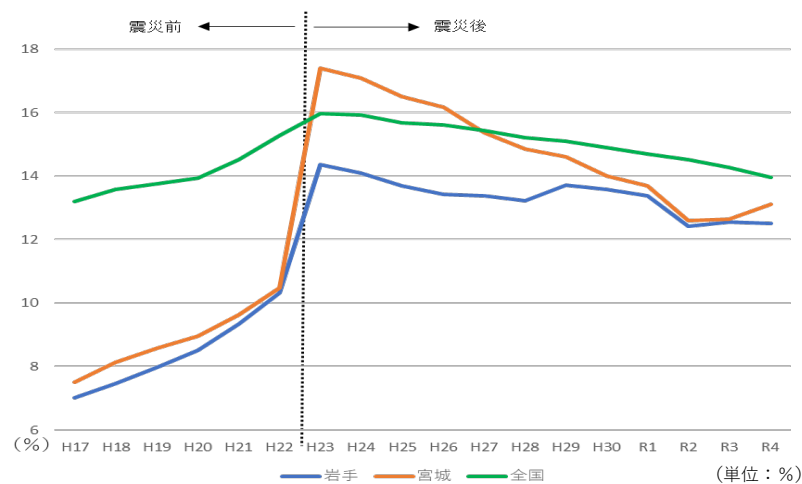


2 成果（2）

【就学援助】

- 就学援助（生活保護世帯及びそれに準ずる世帯への経済的支援）について、岩手県・宮城県の就学援助率は、震災後両県とも大きく増加したが、復興の進展に応じて、その後は減少傾向。直近では、全国平均は下回っているが、それぞれ震災前の水準には未達。
- 津波被害の大きかった沿岸部では、就学援助率が極めて高い水準となっている市町も存在。

＜就学援助率の推移（岩手県・宮城県・全国平均）＞



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手	10.31	14.35	14.09	13.7	13.43	13.38	13.23	13.72	13.58	13.37	12.42	12.55	12.5
宮城	10.47	17.39	17.09	16.51	16.16	15.36	14.85	14.61	14	13.69	12.59	12.65	13.11
全国	15.28	15.96	15.93	15.68	15.62	15.43	15.22	15.1	14.9	14.69	14.52	14.28	13.96

出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

＜就学援助率の高い市町の例（R4）＞

* 岩手県

- ・釜石市：35.5%（うち被災11.2%）
- ・大槌町：30.3%（うち被災18.4%）
- ・山田町：26.7%（うち被災7.7%）
- ・大船渡市：25.5%（うち被災7.0%）

* 宮城県

- ・女川町：41.1%（うち被災24.5%）
- ・石巻市：31.3%（うち被災16.0%）
- ・東松島市：23.6%（うち被災6.0%）

被災児童生徒に対する学習支援等のための 教職員加配

令和6年度予算額

11億円

(前年度予算額

12億円)

【東日本大震災復興特別会計】



東日本大震災により被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのための教職員定数措置については、被災県等から継続的な措置を求める声強く、中・長期的に取り組むことが重要。

また、避難指示の解除と住民の帰還に伴い、再開する学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるよう、教育環境の整備を図るためにも教職員定数措置が必要であり、岩手県・宮城県・福島県・仙台市の要望を踏まえ、495人の加配定数を確保。

対応方針

○平成23年4月の義務標準法改正法附則第6項の趣旨

東日本大震災により被災した児童生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関し、迅速かつ的確に対応するため特別の措置を講ずる。

○「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月）における記述

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 地震・津波被災地域 ③被災した子どもに対する支援

東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

(2) 原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等

教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧 などにより、魅力ある教育環境づくりを進める。

また、避難先の子どもの含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

加配措置の状況・活用した取組例

<措置状況>

県市名	R2		R3		R4		R5		R6 見込	
		増減		増減		増減		増減		増減
岩手県	86	▲28	82	▲4	66	▲16	57	▲9	42	▲15
宮城県	108	▲28	95	▲13	70	▲25	48	▲22	38	▲10
仙台市	34	▲9	34	0	33	▲1	27	▲6	21	▲6
福島県	483	▲8	458	▲25	434	▲24	414	▲20	394	▲20
合計	711	▲73	669	▲42	603	▲66	546	▲57	495	▲51

<取組例>

- 生活基盤が安定していない家庭の児童生徒への家庭訪問なども含めたきめ細かな対応。
- 転居・転校や保護者の転職に伴う家計の変化、仮設住宅での家庭生活の中での児童生徒の学習意欲の低下や学習の遅れに対応するための補充学習等の実施。
- 突発的に震災時の場面がフラッシュバックする児童生徒など日常的に心身の不安を抱える児童生徒への対応。 など



<各県市が定める配当基準（概要）>

被災による居住環境や保護者の就労環境の変化などに起因し、特に配慮が必要な児童生徒の数や割合に基づき配当する。

緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額 15.0億円
(前年度予算額 15.7億円)



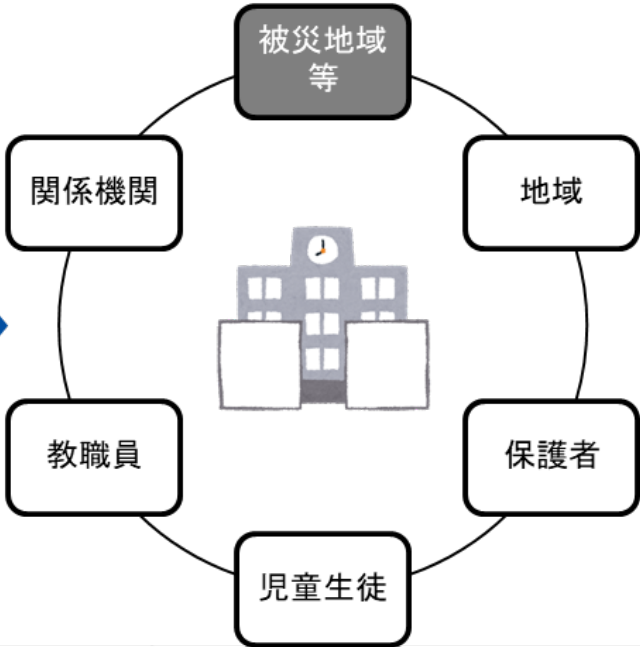
○ 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの配置
公認心理師、臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
社会福祉士、精神保健福祉士 等
- ・心のケアに資するための支援活動事業

心のケア・助言・援助等
及び
新たな課題への対応



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10 / 10

担当：初等中等教育局児童生徒課

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和6年度予算額
(前年度予算額)

7億円【東日本大震災
8億円)復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- （1）地震・津波被災地域 ……就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）原子力災害被災地域 ……就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ．各分野における取組 - 1．被災者支援（健康・生活支援） - （2）被災した子どもに対する支援

○今後の課題

- ・ 支援の必要な児童生徒・学校の状況や過去の災害における支援の状況などを踏まえ、必要な支援を検討。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 被災した児童生徒・学校に対する支援には長期的な視点が必要。
- ・ 学校における防災対策・意識啓発が必要。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【教職員加配】

○事業の目的

東日本大震災や原発事故の被害の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細かな学習支援を充実させる。

○予算・執行額（単位：百万円）（インプット）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	1,607	1,508	1,320	1,226	1,107
	補正予算(B)	▲ 7	▲ 39	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	1,600	1,469	1,320	1,226	1,107
執行額(G)		1,527	1,437	1,275		

○活動内容

要望のあった各都道府県・政令指定都市を対象として、公立の義務教育諸学校の教職員給与費等について、その実支出額の3分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県・政令指定都市ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【教職員加配】

○活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
各都道府県・政令指定都市に対し、上記根拠法令に基づき、国庫負担する。	各都道府県・政令指定都市への執行実績	活動実績	県・市	4	4	4	-	-
		当初見込み	県・市	4	4	4	4	4

○成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業の目的である、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細かな学習支援を充実させる上では、まず、すべての地域において学校の教育活動に必要な教職員が確保される必要があるため、各都道府県・指定都市の要望数に対する措置率をその成果実績として短期アウトカムに設定。

○成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
義務教育諸学校に係る東日本大震災への対応のための教職員定数の加配について、各都道府県・指定都市の要望に対する措置が100%	義務教育諸学校に係る東日本大震災への対応のための教職員定数の加配について、各都道府県・指定都市の要望に対する措置率	成果実績	%	100	100	100	-		
		目標値	%	100	100	100	100		
		達成度	%	100%	100%	100%	-		

○成果目標の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

各都道府県・政令指定都市からの要望に対する教職員定数の加配措置を確実に実施することにより、被災した子どもに対する学習支援等が可能となり、復興の基本方針に掲げられている魅力ある教育環境づくりに資することから、このような指標を設定。

○成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

被災児童生徒に対して、魅力ある教育環境の充実を図る。 ※定量的な成果指標はなし

参考：行政事業レビューシート抜粋

【スクールカウンセラー等の配置】

○事業の目的

被災地等へスクールカウンセラー等を派遣し、被災した幼児児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるように教育相談体制を整備するなどし、東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図る。

○予算・執行額（単位：百万円）（インプット）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	2,219	1,749	1,671	1,572	1,503
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	2,219	1,749	1,671	1,572	1,503
執行額(G)		2,199	1,726	1,650		

○活動内容

被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【スクールカウンセラー等の配置】

○活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
スクールカウンセラー等の配置充実	スクールカウンセラー（準ずる者含む）の配置人数	活動実績	人	609	407	-	-	-
		当初見込み	人	628	405	381	-	-

○成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

被災した児童生徒等の心のケア等により、震災に起因して配慮が必要な児童生徒等の人数や相談件数が減少することをはかる指標として設定した。

○成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
本事業によるスクールカウンセラー等への相談件数が、前年度よりも下回る。	本事業によるスクールカウンセラー等への相談件数	成果実績	件	178,951	148,388	-	-		
		目標値	件	213,705	178,951	148,388	-		
		達成度	%	119.4%	120.6%	-	-		

○成果目標の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

被災した児童生徒等の心のケア等により、震災に起因して配慮が必要な児童生徒等の人数や相談件数が、全国の状況に対して相対的に減少していくことをはかる指標として設定した。

○成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								12	年度
全国のスクールカウンセラーへの相談件数に対する本事業によるスクールカウンセラーへの相談件数の割合を減少させる。	全国のスクールカウンセラーへの相談件数に対する本事業によるスクールカウンセラーへの相談件数の割合	成果実績	%	5.1	4	-	-		
		目標値	%	6	5.1	4	1		
		達成度	%	117.6%	126.9%	-	-		

参考：行政事業レビューシート抜粋

【就学支援】

○事業の目的

東日本大震災により経済的理由から就学が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。

○予算・執行額（単位：百万円）（インプット）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	3,020	1,489	939	804	695
	補正予算(B)	-		-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	3,020	1,489	939	804	695
執行額(G)		2,583	788	714		

○活動内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学が困難となった世帯の児童生徒等へ就学支援等を実施する都道府県に対し、国が必要な経費を交付する。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【就学支援】

○活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
就学困難世帯への補助	当該交付金の事業対象者数 ※年度によって対象者に変動があるため令和5・6年度見込の算出は困難	活動実績	人数	15,392	6,356	5,322	-	-
		当初見込み	人数	16,919	7,911	6,660	-	-

○成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業の対象となる支援施策のうち、小中学生に対する就学援助は円滑な義務教育の遂行のための制度であり学齢児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという重要性から、就学援助制度の成果を目標とする。また、就学援助により、保護者に課された子供に義務教育を受けさせる義務が果たされることにより、児童生徒は義務教育を修了することができる。よって義務教育修了後の状況である、中学校卒業後の進学率を成果目標として設定したものである。

○成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								7	年度
被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における中学校等卒業者のうち進学した者の割合を震災前の水準（22年度の割合）まで引き上げる	被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における中学校等卒業者のうち進学した者の割合 （目標値：平成22年度の割合）	成果実績	%	99.3	99.3	99.3	-		
		目標値	%	98.9	98.9	98.9	98.9		
		達成度	%	100.4%	100.4%	100.4%	-		

8 地方創生施策との連携強化

1 これまでの主な取組

○被災地における地方創生施策等の活用について

- ・「課題先進地」である被災地の自立に向けて、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の活用が重要
- ・被災3県の沿岸市町村等を対象として、地方創生施策等の相談体制を構築

○地方創生施策と復興庁の連携に係る具体的取組及び事例について

- ・各復興局において、地方創生関連施策（デジタル田園都市国家構想交付金など）などの施策について、相談を受け付け

✓例えば、デジタル田園都市国家構想交付金の新規申請に係る実施計画策定等への指導・助言※を実施

※地方創生を推進するタイプの支援措置メニューにおいて、復旧・復興事業と連携した地方への人の流れを創出する事業等、他省庁補助金等の関連する他施策との戦略的な連携を図るものについては、審査において評価の対象となる等

✓復興局職員を内閣府に併任（岩手局4名、宮城局9名、福島局3名：R6.4現在）

【相談の具体例】

- ・不確実性への挑戦～全国のロールモデルとなるデジタル水産都市・気仙沼の実現
(デジ田交付金・地方創生推進タイプ(宮城県気仙沼市))
- ・世界の災害リスク・気候変動リスク低減に貢献するBOSAI-TECHビジネス実証実装支援事業
(デジ田交付金・地方創生推進タイプ(宮城県仙台市))
- ・本庁においては、担当者を定め、各復興局職員からの相談に対応し、関係省庁への連絡等を実施

デジタル田園都市国家構想交付金の概要

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口



地域アプリ



遠隔医療



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
- ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点
整備プロジェクト

選定

プロジェクト
選定会議

■地方創生推進タイプ

スマート水産業の利用促進に向けた取組や、産学官連携の取組などを支援

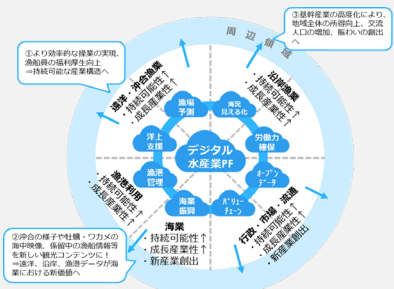
宮城県気仙沼市 (R6当初) 農林水産分野

事業名 不確実性への挑戦～全国のロールモデルとなるデジタル水産都市・気仙沼の実現～

- 目的(効果)
- ◆水産庁選定の「デジタル水産業戦略拠点」として、**全国のロールモデルとなるデジタル水産都市を目指す**
 - ◆デジタル技術を活用し、基幹産業である漁業・水産業が抱える不確実性を軽減し、安定的・計画的な操業・生産体制を構築する

- ◆遠洋・沖合漁船に対し、既存の通信環境の高速・大容量・低廉化により、漁場形成予測の強化、最適航路選択の自動化、オンライン診療などを可能とし、**陸上から洋上への支援を強化**
- ◆沿岸・養殖業の漁業者に対し、**スマート水産業（海況モニタリング、水中・水上ドローン等）の利用を促進**

- 事業概要
- ◆洋上の操業中の映像や海中の養殖物の飼育映像などを、**新たな海業コンテンツとして情報発信**
 - ◆アナログ（監視員の目視）により行われている**気仙沼漁港の出入港管理をDX化**



(事業年度：R6～R8（横展開型）、交付対象事業費：1.4億円)

■地方創生拠点整備タイプ

体験型観光施設の整備や、地元の農林水産物の産直・物販などの機能をもった拠点施設の整備などを支援

岩手県宮古市 (R5補正) 観光分野

～「防災教育×体験型観光」をコンセプトとした観光施設を整備～

東日本大震災からの更なる復旧・復興を目指し、教育旅行をはじめとした観光客の受入施設を整備。
周辺観光施設を融合した新たな観光メニューを造成し、滞在型観光へのシフトを図ることで、市の稼ぐ力の向上を目指す。



(事業名：「防災教育×体験型観光」による地域産業推進事業、交付対象事業費：3.1億円)

福島県相馬市 (R5補正) 農林水産分野

～『相馬復興市民市場（浜の駅松川浦）』を機能強化～

復興のシンボルとしてオープンし、観光の中心となっている浜の駅松川浦に、**地場食品の販売とイートインコーナー等を増築**。
相馬産水産物に親しんでもらうことで、ブランド力と需要を回復し、水揚げの増加と観光客の増加を図る。



(事業名：浜の駅松川浦増築整備事業、交付対象事業費：3.4億円)

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針

(令和6年3月19日閣議決定) (抜粋)

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 地震・津波被災地域

(略)

こうした取組を経て、人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。その際、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきたNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

(略)

⑧ 地方創生との連携強化

- ・ 人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地においては、地域の特性や震災からの復興の経験等も踏まえつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の総合的な活用が重要である。
- ・ 被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023改訂版）（令和5年12月26日閣議決定）（抜粋）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

2. 政策間連携の推進

⑥ 東日本大震災の被災地域等における活性化等との連携

「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）等を踏まえ、産業振興・企業立地等を通じた持続可能で活力ある地域社会の創造に向けて、復興局職員の内閣府併任による相談窓口機能、人材支援制度、各種セミナーやワークショップ等において蓄積したネットワーク等を活用するほか、デジタル田園都市国家構想交付金事業等の政府全体の施策の総合的な活用を進める。